

ISSN 2189-6593

2019 年度

# 事 業 報 告

2020 年 6 月

一般社団法人日本経済調査協議会



## 序

2019年度を振り返ると、4月から1月までと2月以降とは、世界も日本も経済社会の景色が劇的に変わった。

2020年1月末頃までは、世界の関心事は経済の減速であった。激化の様相を強めていた米中貿易摩擦は、2020年1月に米中間で第一弾の合意がなされたものの、ハイテク分野の競合や中国政府の産業支援を巡る対立は続いた。同月末には英国がEUを離脱した。中東情勢は緊張し、日韓の対立や香港の民衆デモが続いた。こうした中、貿易摩擦の激化と債務の増大等構造問題を背景とする中国経済の減速や、グローバルなITサイクルが調整局面だったこと等の影響が、世界に及んだ。こうした世界経済の減速を背景とする輸出の減少から、日本の鉱工業生産は減少基調を続けた。また2019年10月の消費税率引上げの前の駆け込み需要とその反動減は、政府の様々な政策により前回引き上げ時(2014年4月)より小さいと言われていたが、2019年10~12月期の実質経済成長率は前期比年率マイナス7.1%と、前回引き上げ後の2014年4~6月期の同マイナス7.4%とほぼ同じ程度の落ち込みとなった。引き上げ前の駆け込みが小さかった(2014年1~3月期同4.0%、2019年7~9月期同0.1%)ことを考慮すると、それだけ経済の実勢は弱かったと判断できる。

そのような弱い経済に降り掛かったのが、新型コロナウイルスの感染拡大と、その悪影響の広がりであった。2020年1月以降は新型コロナウイルス感染症が、中国、イタリア、スペイン、米国を中心に急拡大し、日本でも東京、大阪等大都市圏を中心に拡大が続いた。この結果、世界の至る所で都市封鎖や外出自粛等が行われた結果、ヒト・モノ・カネの動きが止まり、世界の、そして日本の経済・社会が大混乱に陥って、今に至っている。

日本の社会・経済・産業・企業は、このような未経験かつ想定外の環境を、まずは医学的な対応と各種の緊急対策で乗り越えなければならない。そしてその後は、大きな構想力と強い意志と勇気によって、安定・安全・安心を取り戻し、また新たな世界観に基づいてより優れた仕組みや状況を創り出す必要がある。新型コロナウイルス感染症を押さえ込んだ後の経済社会の様相や企業・個人・政府の行動原理は、それ以前と大きく異なるものになる可能性がある。日本としても、変わりゆく経済社会の様相の中で、日本の社会・経済の再興・復興を果たしつつ、グローバルにリーダーシップを持って世界秩序の回復に向けて大きな役割を担うことを求められている。

かかる状況下、公正・中立・独立の民間シンクタンクの立場から、衆知を結集して課題解決への道筋を提示するという当会の役割は、その存在意義が益々増している

感じている。58年の歴史と研究・提言の蓄積、そしてそこで培われた多様で厚みのある人的ネットワークを持つ当会が、文字通り「変革と創造のためのプラットフォーム」となれるよう、その役割を存分に果たしてゆきたいと考えている。

ここに、日頃より当会の活動をご支援頂いている会員を始めとする関係者の皆様に対し、心からお礼を申し上げますと共に、今後もより一層のご指導・ご支援をお願い申し上げます。

2020年6月

一般社団法人 日本経済調査協議会  
理事長 朝田 照男

# 目次

概況	1
I 2019年度における調査提言活動	
1. 2019年度に完了した調査専門委員会	7
(1) 第2次水産業改革委員会	8
調査報告 2019-1 新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像を示せ ～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～	
(2) 介護離職問題調査研究会	26
調査報告 2019-2 「介護離職」防止のための社会システム構築への提言 ～中間提言～ ケアマネジャーへの調査結果から	
(3) 「住民による住民のための持続的・地方創生を考える」委員会	32
調査報告 2019-3 人生100年時代の地方創生 ～住民による住民のための持続可能な地域創生とは～	
(4) 介護離職問題調査研究会	42
調査報告 2019-4 「介護離職」防止のための社会システム構築への提言 ～最終報告書～ 企業への調査結果から	
2. 2019年度末において継続中の調査専門委員会	
(1) 資本主義委員会	47
(2) 中小企業研究委員会	47
(3) 林業研究会	48
II 2019年度に刊行した各種資料等	
1. 調査報告書	51
2. 定期刊行物	51
3. ホームページ	51
III 2019年度に開催した各種会合	
1. 調査および業務関係	
(1) 総合委員会・調査委員会	55
(2) 調査部長会	55
(3) ワークショップ	56
(4) シンポジウム(セミナー)	56

2. 総務関係	
(1) 定時社員総会	57
(2) 理事会	57
(3) その他	58

#### IV 庶務事項

1. 会員の状況	61
2. 役員一覧	63
3. 日経調の組織	67
(付) 刊行資料等目録	
・調査報告書	71
・その他の刊行物	72

## 概 況

2019 年度は、世界でも日本でも経済社会の景色が激変した 1 年だった。そもそも経済が転換点を迎えつつあるなかで、米中貿易戦争の激化や、ハード・ブレグジット（英国の合意無き EU 離脱）への懸念、中東情勢の緊張などがあり、景気が減速していた。そうした中で、2020 年 1 月以降新型コロナウイルス感染症が世界で急激に蔓延したことで、世界でも日本でも経済社会の様相は一変した。

まず、2019 年中は世界経済が大きく減速した。経済協力機構（OECD）が算出する景気先行指標は基準を下回る値を続け、世界銀行が発表する世界鉱工業生産の伸びは鈍化傾向を続けた。米国では良好な雇用環境を背景に個人消費は底固かったものの、米中貿易戦争の激化から製造業を中心に業況が悪化し、成長率が低下した。中国では米中貿易摩擦の激化を背景に輸出が減少したこと、固定投資や家計消費が押し下げられ、成長率の低下傾向が続いた。こうした中、その他の新興国でも、成長率が低下した。他方、ユーロ圏経済も、ハード・ブレグジットや米中摩擦を背景に輸出が減少したことなどから、成長率が低下した。

このため、各国の金融政策は緩和に転じた。米国では、7 月から 10 月に 3 回の利下げが行われた。ECB も秋にはマイナス金利の深掘りと量的緩和を再開した。他方、中国は中銀の預金準備率引下げやインフラ整備の拡大を図った。

翻って、日本でも成長率が大きく低下した。公的需要が下支えとなり、また省力化投資を背景とする設備投資が底堅く推移したものの、海外経済の減速を受けて輸出が低迷し、個人消費も力強さを欠いた。10 月には消費税率の 10%への引上げが予定通り行われた。政府の各種対策もあり、増税前の駆け込みとその後の反動減は前回（2014 年）よりも小さいと言われていたが、実際には、2019 年 10～12 月期の実質経済成長率は前期比年率マイナス 7.1%と、前回引き上げ後の 2014 年 4～6 月期の同マイナス 7.4%とほぼ同じ程度の落ち込みとなった。引き上げ前の駆け込みが小さかった（2014 年 1～3 月期同 4.0%、2019 年 7～9 月期同 0.1%）ことを考慮すると、それだけ経済の実勢は弱かったと判断できる。

2019 年の景気動向を決めた大きな要因の 1 つである米中の貿易戦争については、年末に、スマートフォンの関税賦課の回避や、既往の関税の一部軽減などを含む第一弾の交渉合意が成立したものの、再燃への懸念が消えていない。また、1 月には英国が EU を離脱し、英-EU 関係は移行期間に移った。中東では、米国とイランの対立が先鋭化し、原油価格が急騰した。さらに香港のデモの問題もある。

こうした環境の下、日本の構造問題が改めて浮き彫りになった。バブル崩壊後の平成 30 余年の間、日本経済が長期に停滞するなかで、そこからの脱却を目指して幾度も構造改革が叫ばれ、成長戦略が実施されてきた。にもかかわらず、グローバル化の広がりや深化や、デジタル革命の加速のなかで、日本の競争力は大きく劣化し、成長率が低下した。この間に、各種の産業政策や規制緩和、労働慣行の見直し、大胆な金融政策が実施されたものの、デフレ・低インフレが常態化する一方で、少子高齢化や人口減少が進展するとともに、社会保障支出が膨張し、大きな財政赤字が続いた。時代が令和に移っても、残念ながら日本

は新たな国の形と、その実現のための方策を見いだせないでいた。

こうした中で、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症が世界的に急拡大した。これにより、ヒトの移動が長期にわたり厳しく制限され、モノの生産や移動も急減したこと等から、相互依存を深めていた世界経済は大打撃を受けた。具体的には、人々が引き籠もった結果、観光、航空、娯楽産業を中心に多くの産業で需要が急減した。また自動車等耐久消費財セクターでも、需要の大幅な減少と、グローバル・バリュー・チェーンの機能低下に伴う生産プロセスの寸断が生じた。さらに日本においては、景気の起爆剤にもなると期待されていたオリンピック・パラリンピックの1年程度の延期が発表された。各国・地域は、新型コロナウイルス感染症の封じ込めに全力を挙げると共に、こぞって金融政策や景気対策を打ち出して、経済・社会を支えようとしている。だが、こうした状況下で、子育て世代や、非正規やフリーランス、そして自営業の人たちへの支援のあり方が改めて問題となった。立ち行かなくなる企業、職を失う人、そして学びの場を奪われる子供たちと、世界も日本も、益々混迷を深めている。

2019年度において、当会は、新型コロナウイルスの感染拡大が始まる前の世界の政治・経済情勢や日本の経済社会を取り巻く環境変化に対応して、適切な対応策を考えるべく、様々なテーマを設定して、調査研究に取り組み、提言を行った。

2019年度は、以下の6つのテーマに取り組んだ。

- ・「住民による住民のための持続的<sup>1</sup>地方創生を考える」
- ・「新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像を示せ～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～」
- ・「『介護離職』防止のための社会システム構築への提言」
- ・「これからの資本主義／グローバリゼーションのあり方」
- ・「改めて中小企業の可能性を問う」
- ・「豊かな社会を創造する森林・林業・木材産業のあり方を考える」

「住民による住民のための持続的<sup>1</sup>地方創生を考える」委員会は、片山善博 早稲田大学政治経済学術院公共経営大学院教授を委員長、川崎一泰 中央大学総合政策学部教授を主査として、2017年7月に発足。今年度、計2回の委員会を開催した。

地方経済がグローバル競争の影響による産業基盤の萎縮、人口減少などにより厳しい現実<sup>2</sup>に直面している現状を踏まえ、本委員会では地域住民が望ましいと考える持続的かつ実現可能な地方再生の枠組みや政策について、住民が考えるための材料を提供するとともに、民間の立場から政府の地方創生に対するオルタナティブを提示すべく議論を重ね、2019年10月に報告書を発表。2020年2月に日経調として初めての地方開催となるシンポジウムを長野市で開催し、地元有力紙にも取り上げられるなど大きな反響を得た。



「新たな漁業・水産業に関する制度・システム的具体像を示せ～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～」をテーマとする第2次水産業改革委員会は、高木勇樹 日本プロ農業総合支援機構理事長を委員長、小松正之 東京財団政策研究所上席研究員を主査として、2017年9月に発足。今年度、計1回の準備会合を開催した。

日本の漁業・水産業は漁業生産、水産物の流通、加工、消費などあらゆる面の指標で負のスパイラルに陥っており改善の兆しは見られない。また、この悪循環に対する問題意識が関係者間で共有されておらず、国際社会の環境や持続的開発において日本はイニシアチブを取っていない。こうした状況の中、本委員会では徹底した現状分析と検証を行うことにより新たな漁業・水産業に関する制度・システム的具体像として2018年7月に中間提言を発表。その後も更なる議論を深め2019年5月に最終報告書を発表し、7月にアイスランドや水産庁からもパネリストを招聘してシンポジウムを開催した。複数の業界紙に取り上げられ反響も大きかったことから、より多くの人に周知を図るため2020年中に書籍化を予定。

『「介護離職」防止のための社会システム構築への提言』をテーマとする介護離職問題調査研究会は、結城康博 淑徳大学教授を主査として、2017年10月に発足。今年度、計9回の研究会を開催した。

団塊世代が75歳に達する2025年、その子供の団塊ジュニア世代は50歳代前後となり企業にとって中心的な層をなし、多くが親の介護による介護離職の問題に直面する懸念がある。そこで本研究会では現場からの調査研究を主眼とし、介護現場や企業の現場からの視点で団塊ジュニア世代が介護離職をしないで済むための社会システム構築の提言を目指した。2019年6月に中間提言を発表、厚生労働省にてプレスリリースを行い、全国紙をはじめ10紙以上に取り上げられた。その後も議論を重ね2020年3月に活動を終了し、最終報告書を発表。6月にシンポジウムを開催予定。

「これからの資本主義／グローバリゼーションのあり方」をテーマとする資本主義委員会は、寺西重郎 一橋大学名誉教授を委員長、吉川洋 立正大学学長／東京大学名誉教授を副委員長として、2018年3月に発足。今年度、委員会を8回開催した。

現代の資本主義やグローバリゼーションに噴出している問題の本質は何か。これからの時代の資本主義、グローバリゼーションはどのようなものであれば良いのか、それに基づいてどのような経済成長、イノベーションの基盤、グローバル・ガバナンスを構築すれば良いのかなどについて専門的な知見を以って現時点での解を見出すべく議論を重ね、現在報告書を取りまとめ中。

「改めて中小企業の可能性を問う」をテーマとする中小企業研究委員会は、加護野忠男 神戸大学社会システムイノベーションセンター特命教授を委員長、後藤康雄 成城大学社会イノベーション学部教授を主査として、2018年12月に発足。今年度、委員会を9回開催した。

日本経済の発展にその担い手として重要な役割を果たしてきた中小企業の実力と潜在力を評価し、また、中小企業金融や中小企業政策、産学連携等の政策的・制度的フレームワークが及ぼす影響も考慮したうえで、中小企業の新たな可能性を率直に描き出すことを目的として現在も活発な議論を継続中。

「豊かな社会を創造する森林・林業・木材産業のあり方を考える」をテーマとする林業研究会は、白石則彦 東京大学大学院農学生命科学研究科教授を委員長として、2019年12月に発足。今年度、研究会を3回開催した。

森林資源がかつてないほど充実している一方で森林所有者の林業離れは進んでいる。このような状況に対応するため政府・林野庁は森林環境税の導入を決め、森林経営管理制度が制定されるなど林業を取り巻く環境が大きく変わりつつあるなかで、真に持続する林業経営のために必要な解を示すべく議論を継続中。

2020年度においては、現在仕掛中の委員会・研究会を進めていくと共に、社会・経済・経営環境が現在の延長線上にないという前提でわが国の長期的に目指すかたちや、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延が克服された後の新たな世界観や、経済社会の新たな様相、企業・個人・政府の新たな行動原理を考えるべく、調査研究に取り組み、混沌とした経済・社会の進む方向を示すような提言を行ってゆきたいと思う。

テーマ（案）

- ・サステナブルな日本の国のかたち～10年後そしてその先へ
- ・感染症が変える経済・社会のあり方

以上が調査専門委員会に関わる報告である。

調査部長会を2019年4月9日に「世界経済の潮流 2018年Ⅱ」の演題で岩田安晴 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（海外担当）、8月6日に「令和元年度 年次経済財政報告について」の演題で堤雅彦 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当）、8月21日に「世界経済の潮流 2019年Ⅰ」の演題で岩田安晴 内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（海外担当）を講師として開催した。

ワークショップを2019年11月26日に「キャッシュレス社会の行方と金融機関の役割の変化」の演題で、株式会社マネーフォワード 取締役執行役員／マネーフォワード Fintech 研究所長 瀧俊雄氏を講師として開催した。

定時社員総会での講演会を2019年6月19日に「米中覇権争いとアジア」の演題で、日本経済新聞社 コメンテーター 秋田浩之氏を講師として開催した。

春季懇談会については、2020年3月17日に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、中止とした。

その他の会議や資料刊行などについてはそれぞれ記載の通りである。

# I 2019年度における調査提言活動



## 1. 2019年度に完了した調査専門委員会

専門委員会名・テーマ	委員長名 主査名	活動期間
第2次水産業改革委員会	委員長 高木 勇樹 主査 小松 正之	開始 2017年9月 完了 2019年5月
「住民による住民のための持続的 地方創生を考える」 委員会	委員長 片山 善博 主査 川崎 一泰	開始 2017年7月 完了 2019年10月
介護離職問題調査研究会	主査 結城 康博	開始 2017年10月 完了 2020年3月

調査専門委員会により作成発表された調査研究報告より、以下には提言に関わる主要部分を抜粋して記載する。

## (1) 第2次水産業改革委員会

### 調査報告 2019-1

#### 新たな漁業・水産業に関する制度・システム的具体像を示せ ～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～

2007年2月に日経調水産業改革高木委員会では「海洋環境の保護と水産資源の有効利用のため、水産資源を無主物としての扱いでなく、日本国民共有の財産と明確に位置付けよ」との緊急提言を行い、同年7月には「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」と題した政策提言をおこなった。

それから10年余りが経過し、日本の漁業・水産業のあらゆる指標は負のスパイラルから抜け出せないままであったところ、昨年12月に70年ぶりに漁業法が改正された。その内容は、科学的資源管理や沿岸漁業への企業参入など2007年高木委員会の提言の一部がようやく実現されたものの、基本理念が「海洋と水産資源は国民共有の財産である」に変更されず、また、漁業権漁業という聖域を残したままという点で画竜点睛を欠くと言わざるを得ない。

こうした状況下、本報告書では2018年7月に对外発表した本委員会の中間提言以降の水産政策と水産業全体にわたる包括的、総合的な検討結果を、「海洋と水産資源は国民共有の財産である」を基本理念とする新たな制度・システム的具体像（あるべき姿）として提示するとともに、その実現に向けての工程表も示した。

日経調では、今回は当方からの度重なる要求にもかかわらず実現しなかった様々なステークホルダーとの対話なども展開しながら、「食料は命の源泉である」という従来からの基本認識のもと、今後も水産業改革の進捗状況をフォローしていく所存である。

委員会の運営と報告書の作成に当たり、2004年の農政改革瀬戸委員会以来、数回にわたり日経調の報告書取りまとめに関わっていただき、今回も活発な議論を差配し委員会の円滑な運営にあたられた高木委員長、2007年の高木委員会に引き続きご参加いただき、強いリーダーシップのもと報告書取りまとめの中心を担っていただいた小松主査はもとより、貴重な知見と示唆を惜しみなくご提供いただいた委員、オブザーバーの方々、ならびにご協力いただいた関係者各位に深甚なる謝意を申し上げます。

委員のなかには、この委員会への参加が多忙な業務と遠距離のため困難でありながら、日本の漁業・水産業の成長と漁業地域の活力を取り戻すために参加して下さった方々がいたことをここに明記し、心からの謝意を重ねて申し上げたい。

2019年5月

## 委員名簿

(敬称略)

顧問	阿部 泰隆	神戸大学名誉教授 弁護士
委員長	八田 達夫	公益財団法人アジア成長研究所 理事長
	高木 勇樹	特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構 理事長
主査委員 (五十音順)	小松 正之	公益財団法人東京財団政策研究所 上席研究員
	有菌 眞琴	水産アナリスト
	伊藤 裕康	中央魚類株式会社 代表取締役会長
	伊藤 宏之	有限会社美濃桂商店 会長
	柏木 康全	三菱商事株式会社 執行役員 生鮮品本部長
	酒井 健	株式会社極洋 専務取締役
	(2018年7月～)	
	佐野 慎輔	株式会社産業経済新聞社 客員論説委員
	志田 富雄	株式会社日本経済新聞社 編集局 編集委員 兼 論説委員
	島貫 文好	株式会社仙台水産 代表取締役会長
	多田 久樹	(元)株式会社極洋 代表取締役会長
	(～2018年6月)	
	田村 忍	株式会社高知銀行 地域連携ビジネスサポート部 取締役部長
	土谷美津子	イオンリテール株式会社 取締役 執行役員副社長 近畿カンパニー支社長
	福島 哲男	株式会社福島漁業 代表取締役会長
	的埜 明世	日本水産株式会社 代表取締役社長 執行役員
	村井 利彰	株式会社ニチレイ 代表取締役会長
	矢野 雅之	株式会社ベニレイ 代表取締役社長
専門委員	浦和 栄助	東京都水産物卸売業者協会 専務理事
	川崎 龍宣	株式会社みなと山口合同新聞社 みなと新聞 顧問
	澤野 敬一	水産アドバイザー
	武田 美隆	桃浦かき生産者合同会社 顧問
事務局	杉浦 哲郎	日本経済調査協議会 専務理事
	木曾 琢真	日本経済調査協議会 特別顧問
	竹内 信彦	日本経済調査協議会 主任研究員
	北島 基子	日本経済調査協議会 リサーチ・アシスタント

## 外部講師名簿

(講演録掲載順、敬称略、所属・役職は講演当時)

寺島 紘士	公益財団法人笹川平和財団 参与
泉澤 宏	網代漁業株式会社 代表取締役
中村 悦男	北翔漁業 代表
中川 定雄	有限会社中川漁業 代表取締役
川本 太郎	株式会社極洋 CSR室長
坪内 知佳	萩大島船団丸/株式会社GHIBLI 代表取締役
屋葺 利也	日本水産株式会社 養殖事業推進部長
中山 嘉昭	全国水産加工業協同組合連合会 代表理事会長
提坂 猛	全国水産加工業協同組合連合会 常務理事
川口 晃弘	極洋水産株式会社 取締役 事業部長
茂木 陽一	特定非営利活動法人 水生生物の資源と環境を守る会 理事長
垣添 直也	一般社団法人 マリン・エコラベル・ジャパン協議会 会長
阪口 功	学習院大学法学部 教授
Gunvar Wie	ノルウェー水産物審議会 日本・韓国担当ディレクター
勝川 俊雄	東京海洋大学 准教授



**提言 1：国連海洋法条約の精神と主旨を踏まえ、海洋と水産資源は国民共有の財産であることを新たな漁業・水産業の制度・システム（漁業関連法制度）の基本理念として明示すること**

1982年に採択された国連海洋法条約の精神と主旨は、沿岸国政府が設定し管轄権を有する自国排他的経済水域内（国連海洋法条約第55条及び第56条）の海洋生物資源の科学的管理を自国の権利と義務として実施するものである（国連海洋法条約第61条及び第62条）。すなわち、それまでのジュネーブ海洋法4条約の趣旨からの転換を図り、排他的経済水域内で各国政府は海洋生物資源の所有者たる国民の負託を受けて、その海洋生物資源を管理する方向をここに確立したと理解される。各国が国連海洋法条約に前後して制定し修正したブラジル、エクアドル、南アフリカ、韓国等の憲法及びアイスランド漁業法並びに米国アラスカ州やオーストラリアの各州漁業法などでは、明確にその定めがある。また、米国では水産資源は無主物との定めがあっても、先占を許さず、その管理は、国民の負託を受けて国家と州政府が管理する。

我が国の民法では「無主物先占」（第239条）との定めがあるが、日本は国連海洋法条約を1996年に批准しており、国が国民の負託を受けて水産資源を管理する思想と制度へ根本的に転換する必要がある。

すなわち、水産資源を民法の「無主物」とするのではなく、畑の作物と同様に、「天然果実（第88条、第89条）」の法理に根拠を置かならば、「海洋と水産資源は国民共有の財産である」と解することができる。そのために必要な対応について明示すると、以下のとおりである。

- 1) 「海洋と水産資源は国民共有の財産である」と新漁業法及び新水産基本法の前文と第1条（目的）に明記することが重要である。また、これに関連する条項として、「海洋と水産資源は科学的、持続的に管理するべきであり、必要な法的・制度的・組織的・予算的な措置を迅速に講じること」を定め、「海洋保護区の設定や海洋水産教育の振興」などについても明示することである。
- 2) 国（政府）と都道府県は、国民と都道府県民の負託を受けて、海洋と水産資源を管理するので、その保護と利活用にも責任がある。漁業者と養殖業者を含め、海面と水産資源の利用者に対しては、その利活用から便益を最大限に上げる努力を義務付ける。その上で法人税や所得税とは別個の考え方に基づく国民共有の財産を使用する対価としての資源利用税（リソース・レント）を徴収する。
- 3) 外国人ないし外国企業が我が国の200海里内の水産資源を漁獲することは、これを原則的に禁止する。漁業の許可または養殖業の許可（漁獲割当量もしくは養殖許可量）を受けて漁業・養殖業を営む者は日本企業並びに日本人に限定し、それらの日本法人等の外国人の出資は25%を超えないものとする。これらの規定は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）第9章の天然資源への投資の政府によるコントロールの規定に合致し、投資の例外的措置に該当する。

**提言 2：海洋と水産資源の持続的利活用の基本原則は、資源評価による科学的根拠に基づき行われるべきことを明確にし、その典型事案としてクロマグロやスケトウダラなど悪化している資源の回復に具体的かつ可及的速やかに取り組むこと**

1) 漁獲データの提出と義務付け

漁獲データは国民と都道府県民の資産として位置づけ、沿岸漁業を含むすべての漁業から漁獲データの提出を新漁業法で義務付けよ。

漁獲データが存在しなければ、資源の評価は不可能である。沿岸漁業では資源の評価がなされずに、海洋水産資源開発促進法などによる漁業者の自主的管理という非科学的な措置をこれまで許容してきた。今後の人工知能 (AI) 導入においても漁獲データがあって初めて機能する。漁獲データが存在して初めて分析や評価が可能で、資源管理も実施することができる。生物学的許容漁獲量 (ABC) だけでなく TAC の設定も IQ や ITQ の導入も漁獲データに基づく資源の評価が行われて可能となる。漁獲データの提出義務付けは、農林水産省令 (または漁業許可証の裏書) と都道府県の漁業調整規則の改正によって直ちに可能であるが、これを法的に整備・義務付けることが重要である。なお、2016年6月に違法漁業防止寄港国措置協定 (PSMA) が発効したが、これは違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業防止が目的である。寄港国も公平性の観点から自国漁船に対して、漁獲データ及び漁獲量の報告を求めることとなった。

2) 資源の回復と維持を目的とする資源評価は、その魚種の特性或回遊範囲と漁獲データや科学データなどの利用可能性から判断して、適切な方式を選択するべきである。その方式には MSY を目標とするものと、目標とする資源の回復の水準を定めてそこに到達するまで数年間にわたる漁獲量を算出し、その後の資源の水準に応じて漁獲率を 10% ないし 15% などに設定する漁獲コントロール・ルール (HCR) による方式がある。

いずれの方式でも、MSY や HCR での方策での回復目標期限 (例えば 3 年後) などを公的な委員会で定めて固定することが重要であり、行政府の単独判断で変更するべきでない。漁業者の要求に応じ、いったん採択した資源の回復の目標値と方策を変更してはならない。これまでに親魚資源量の回復水準を低くしたり、回復までの期間 3 年を 30 年などの長期間への変更がなされてきた。

3) 漁業管理計画の作成と採択

米国やオーストラリアにならい、魚種毎の漁獲期間の漁獲計画と資源の回復計画を地域漁業管理委員会 (仮称) などが作成する。国連海洋法条約及び国連公海漁業協定で定められた、海域を特定し漁獲量と資源量の適正目標水準 ( $F_{target}$  と  $B_{target}$ ) 及び漁獲量と資源量の限界値 ( $F_{limit}$  と  $B_{limit}$ ) を魚種・系統群ごとに定める。また、資源量限界値 ( $B_{limit}$ ; 概ね初期資源の 10% 水準) 以下の場合は一切漁業を行わないこと、過剰漁獲の定義と回復計画や漁獲計画のレビューとモニターなどを、地域水産科学研究センター (仮称) での検討を経て地域漁業管理委員会 (仮称) で検討・決定することを明記する (参考資料 2 「新たな資源調査・評価機関及び漁獲管理体制の模式図」 (報告書 P38) を参照)。

4) 資源評価及びその後の TAC の導入は、生物資源の分布と特性に応じて行うとともに、資源解析と資源評価の精度を向上する必要がある。現行の産卵親魚の年齢と自然死亡率 ( $M$ ) は十分な調査・分析がなされておらず、便宜的に決定されていて、魚種による違いや年齢による変化を反映して、科学的に決定する。欧米の主要漁業国にならい、我が国の資源評価魚種を増加させる。2 年以内に 100 魚種・系統群、5 年以内に 400 魚種・系統群の資源評価を実施する。資源評価を実施する数理統計学や資源動態学の専門家・科学者の増員が必要である。また、米国、北欧など漁業資源評価先進国の科学者を各魚

種すべての資源評価のプロセスに参加させることが重要である。

5) 都道府県との分野区分

国の水産研究・教育機構や水産研究所と都道府県との分野を明確にする。

基本的には、3 海里（約 5.6km）以内の資源は都道府県が、3 海里を超える資源については国が資源の調査及び評価を担当する。複数県にその回遊と分布がある資源については、国と関係の都道府県が全て関与して、その資源の評価を担当する。都道府県の水産試験研究機関が、農業や他産業に統合されるケースが増えており、水産予算の確保が困難になりつつあることから、水産研究の予算と人員の規模を明確に定めるべきである。

6) 地域水産科学研究センター（仮称）の設立

米国の例にならい、科学研究の地区別の担当海域を設定する。

- ① オホーツク海（知床と利尻礼文を含む）
- ② 太平洋北部（北海道太平洋から千葉県野島崎まで）
- ③ 日本海北部（稚内から富山湾東部まで）
- ④ 太平洋南区（②以外の太平洋から沖縄まで）
- ⑤ 日本海南部（富山湾東部から山口県角島沖まで）
- ⑥ 東シナ海区（東シナ海）

これらの海域ごとに研究センターを拠点として設置する。

これらの海区に対応して地域漁業管理委員会（仮称）を設置する。

7) 予防的アプローチの適用

国連公海漁業協定と国連食糧農業機関（FAO）の責任ある漁業の国際行動規範で、生物生態、経済と社会的なプロセスに関する不確実に対して予防的アプローチ適用が認知された。基本的に漁業の管理措置や管理機関並びに資源へのアクセスの情報が不十分である場合には、特にオープンアクセスの場合、資源の乱獲につながる。このような場合に TAC を定める際、予防的アプローチを適用する。

8) 海洋生態系の変動及び地球温暖化の考慮

- ① 工業化や宅地化の進展に伴い、我が国は魚類の生息場ないしは卵稚仔の育成場としての自然海岸、湿地帯、汽水域や藻場、干潟などの多くを失った。現在の藻場面積は昭和 60 年代の約 50%しかないとの推計もある。沿岸や海洋生態系の喪失や劣化は、生物の多様性と生物量の減少にも結び付くが、我が国の海洋及び水産の研究分野では、これらの人間の開発行為がもたらす海洋生態系の劣化・悪化に関する研究と政策的対応が遅れている。他方、2001 年に策定されたミレニアム開発目標の後継として 2015 年 9 月国連サミットは、SDG14（海の豊かさを守ろう）を含め 17 の SDGs 目標を 2030 年までに達成すべきとして採択した。しかし、我が国の水産研究分野での対応が政策的対応とともに遅れている。SDG14 では海洋生態系への悪影響の回避、持続的管理と保護（14.2 項）、漁業や養殖業の海洋生態系に適合した持続的管理（14.7 項）が要請される。海洋生態系の変動の把握とその改善策がなければ、漁業も養殖業も衰退する。

- ② また、SDG15（陸の豊かさを守ろう）では陸上生態系の保全や持続的利活用が求められる。陸上の農業・畜産業からは多量に使われる農薬、肥料と糞尿が河川や地下水を通じて海洋に流入し、かつ農業用水と上水の取水がなされ、下水が海洋に放出される。これらの要因は海洋生態系に負荷をかける。また、河川護岸工事で河川流水が

海洋に直行し、沿岸域の生態系に影響する。防災を目的とし大雨の特定時に流入水が増大する一方、平時は水量・河川水の栄養分が不足する。護岸堤防建設とかさ上げ工事で、生物は生息環境を失う。また、森林が広葉樹から針葉樹に植林され、放置されたために、保水力の低い針葉樹林が多くを占めている。

- ③ 地球温暖化による海水温上昇と海洋酸性化の進行は、様々な魚種に冷水域へ移動を強いるケースがあり、移動できない種は減少・消滅する。これら多岐にわたる要因の把握と解決に向けた対策を進めるべきであり、複合的なアプローチが必要である。ひとつは研究者、科学者がより専門性を深め、高い知見を有することが求められ、また同時に多くの分野において専門家を広く招請し、複数の高い専門的な知見を獲得すること（マルチ・デシプレナリー）がより重要となる。

④ SDGs への対応

我が国の国連 SDGs への取り組みは遅れている。海洋や陸上のこれらの要因を総合的に、かつ複数の分野における高度な専門性を活用し、漁業及び水産資源に及ぼす影響の分析と評価に取り組む必要がある。そして、陸海生態系の要素と機能に焦点を当てた調査研究活動に早急に取り組むべきである。

**提言 3：非公的機関である漁業協同組合が国民共有の財産である水産資源を管理することを許容する漁業権を廃止し、すべての漁業・養殖業に国際的な規範と実例に則した許可制度を導入すること**

養殖業の持続的な発展と経営の向上並びに競争力のある展開は、排他的で小規模経営を優先する漁業権制度の下では限界がある。基本的には養殖業においても海域の科学的管理と経営の持続性（利益を生じる）がなければ、産業としては存続が不可能である。従って、養殖業を漁業権漁業から許可漁業へ転換させるとともに、ITQ方式の導入により小規模平等を排して、経営規模の拡大や経営体の創意工夫が可能な状況を創設する必要がある。欧米の養殖業は、こうした許可制度の下で発展しており、我が国においても許可制度に移行させるべきである。

現在、漁船操業など漁業権漁業の多くは知事による許可漁業に移行している。もともと、養殖業は 1962 年の漁業法改正で特定区画漁業権が創設されるまでは、経営者免許が中心であり、組管理型漁業権は限られていた。また、定置網漁業は現在でも漁業権とは言っても、漁業経営者と企業に対する事実上の許可になっている。漁協自営が優先順位第 1 位とは言え、これも経営体としての漁協への免許である。

従って、養殖業と定置網漁業は個人経営体ないし各企業に許可すべきである。現行制度でも、知事の許可制度としてその事業を許可することも考えられるが、これを「新漁業法」において、共同漁業権も含め、以下のように法定化すべきである（参考資料 4「漁業権漁業」を「許可漁業」へ移行させる実現工程表（報告書 P40）を参照）。

養殖業の許可制

養殖業は、国際的に一般化している許可制度に可及的速やかに移行させることとし、許可の条件としては、

- ① 持続的な経営力を持つこと。
- ② 環境・生態系へ悪影響が最小限の適切な事業であること。

③ 許可内容を順守すること。

を条件とする。また、許可期間は「最長 50 年（更新なし）の範囲内」で付与するが、5 年ごとに許可条件の履行状況を第三者外部機関（参考資料 3 「養殖業の許可及び海面（漁場）リース許可の模式図」（報告書 P39）を参照）で厳格にチェックし、履行されていない場合には改善勧告や許可取消の措置をとる。なお、許可の条件については、地域の実情に応じたオプションを設ける。

- 1) これと併せて国及び都道府県は養殖業を営むことができる養殖海域を指定し、その中で各人が養殖できる漁場についても、漁場のリース許可を与え、リース許可料を徴収する。この期間も最長 50 年（更新なし）の範囲内で付与された同期間とする。また、一般に養殖業・リース許可は生産計画の見通しや管理計画が樹立しやすく、経営計画を見通すことが可能である。したがって養殖業が、ITQ になじむ性格を持つことから、相手先が許可を受ける要件を満たした場合には、養殖業も販売等譲渡の対象とする。

（参考）

- ① 米国連邦水域メキシコ湾では 10 年更新可能（養殖業の許可に NGO が反対し訴訟中で実績なし）。
  - ② ノルウェーは、無期限で、改定される法律・規則に照らしたレビューで失効の可能性あり。
  - ③ オーストラリア南豪州は 20 年（生産リース）そのほかパイロットリース（12 か月以内）、調査許可（5 年以内）と緊急許可（6 か月以内で更新可能）があり、期間は短い。
  - ④ 日本は特定区画漁業権が 5 年、第 2 種区画漁業権（仕切網式魚類養殖業等）及び真珠養殖が 10 年。
  - ⑤ チリは 2010 年以前には永久の許可。2010 年以降は 25 年以内で、環境他に問題がなければ更新可能。養殖ゾーンごとに休漁期間が定められる。
  - ⑥ 日本では事業用定期借地権は 10 年以上 50 年未満（更新なし）。
- 2) 国及び都道府県は、5 年後を目標とする「養殖業管理戦略」を策定し、海域のキャパシティー（環境収容力）に応じた全体の養殖可能量、養殖魚種、付着生物の処理方法など海域（養殖漁場）の保全措置、適切な養殖手法、使用可能薬品などを定める。
- 3) 国及び都道府県は、養殖漁場を取り巻く海洋環境が劣化（漁場老化）することに対応して、5 年ごとに日本全体と海域ごとの「漁場の保全と生産力の回復措置」並びに「産業排水や生活用水など陸上に起因する環境変化に対応する規制措置」と「養殖水産物の安全性の目標」を定める。

4) 養殖業の餌の安全性確保

国及び都道府県は餌の調達方法と餌の種類・内容物とカテゴリー並びに餌生物の持続性に関する基準を定め、養殖業が環境にやさしく、持続的に、安全な生産物を生産することを目指す。

- 5) 餌に関しては、最近ブランド・サケの生産が盛んになり、エクストルーダーペレット（EP）の製品の規格が細分化して、製造コストが上昇している。今後の技術開発を官民ともに推進することが必要である。また、餌の中に含まれる魚病抑制剤、成長促進剤等の安全性の研究と確認が必要である。併せて、その安全性が確認され次第、その薬品の使用が養殖ハマチなどの対米国や対欧州の輸出の障壁とならないよう国（政

府) は、交渉を進めるべきである。

- 6) 今後、日本におけるサケ類の養殖が進展することは明確であり、そのために安全な受精卵の輸入が必要であり、現在の行政合意のスピードを一層早める必要がある。

7) 陸上循環系養殖 (RAS) の確立

サケなどの魚類養殖に関しては実験室レベルの RAS しかできていない。我が国におけるこれらの技術の開発と展開は、世界から大きく遅れており、これの推進を急ぐべきである。これらを経営面及び技術面から早急に検討する必要がある。

サーモンを中心に養殖生産量を拡大してきたノルウェーでは、養殖業の海洋生態系への悪影響が問題として浮上し、かつ、海洋の汚染や水温の上昇並びに台風などの自然災害からの影響を回避する目的で、RAS、卵型カプセルとフロート型の沖出し養殖場の開発が始まっている。

陸上養殖はかけ流し式が日本の場合一般的である。また、規模としては魚類養殖では数百トンである。しかし、RAS は 99% の循環する水を再利用する環境にやさしい方式であり、災害や病気からも解放される。一方で、循環系を構成する生物活性槽やドラムフィルター、トリックリング器の装備とその運営が高コストであり、また世界的にみてもアトランティックサーモンの成長魚の成功例が少ないなどの技術的、生物化学的課題も抱える。

**提言 4 : 資源回復や経営強化に有効な個別譲渡可能割当 (ITQ) 方式を導入することにより、過剰漁獲能力の早急な削減を図るとともに、収益を向上させ、漁業経営を持続可能な自立できる経営体質とし、補助金からの脱却を図ること**

- 1) TAC は、新漁業法によって、ABC を確実に下回る水準となることを法的に定め、義務付けるべきである。また、TAC を日本の海域を 1 つとして定めることは科学的根拠に反する。魚種別の TAC 設定は明確に太平洋系統群、日本海系統群、または東シナ海系統群などの系統群と海域別に区別して行うべきである。これまでの日本の TAC は非科学的で真の TAC とは言い難い。

2) ITQ の導入 (1)

ITQ の導入を促進するべきである。欧米諸国は 25 魚種程度に導入している。今後 5 年程度で TAC 魚種 9 種 (マサバとゴマサバを 2 魚種として管理するべき) について ITQ を導入する。10 年後には 25 種程度の ITQ の導入を目指す。

3) ITQ の導入 (2)

ITQ 導入の魚種として、その導入が比較的容易と考えられる単一魚種 (または 2 魚種程度) を漁獲する大中型まき網漁業、カニやエビを漁獲するかご漁業などで導入する。例えば、北部太平洋まき網漁業、さんま棒受け網漁業、ベニズワイガニ漁業などである。これらは 5 年以内に ITQ を導入する。

また、沿岸のアワビやサザエを漁獲する漁業も資源の移動性がなく、資源状態の把握が容易で、ITQ の導入も容易である。これらも代表的な漁場で、漁場を区切り ABC と TAC の設定を先行させる (韓国のサザエとタイラギ漁業や南オーストラリアのアワビ漁業が参考事例となる)。

- 4) 欧米諸国で導入された ITQ は、その運用が、資源の回復と漁業経営体の経営利益の向

上をもたらしたことで、資産としての価値が増大した。当該分野における通貨並びに有価証券と等しい効果をもたらした。このために、漁業者はすぐに現金化して販売、これを購入した大規模漁業者や資本家が ITQ を集積し、これを漁業者に賃貸(レント)して、レンタル料を徴収するようになった。これらのレンタル料が魚価の 60~70%に相当するとみられる。また、小規模の漁業者にあっても、1980 年代に初期の割り当てを得たもの(第 1 世代)が利益を独占するなど、漁業を引き継ぐ第 2 世代における購入問題が発生して、参入の障壁となっている。

#### 5) ITQ の導入 (3)

ITQ は全般的に資源の回復と持続性の維持はもとより、経営の統合・合理化によるコスト削減によって、経営基盤の強化と収益性の向上をもたらすとして評価が高い。しかし、上記 4) のとおり ITQ が資本家への集中による不公平性、リース料の魚価への転嫁、世代間格差などの問題を惹起している。

これらの問題を日本が修正し、その導入と運用の改善を図ることで、世界のモデルとなる ITQ 制度の修正版を提示することが可能となる。このため ITQ の条件や内容としては、

- ① 実際の漁業操業者に限り、単なる ITQ の保持は認めない。また、譲渡も実際の操業者に限る。
- ② 操業する漁業者、水産加工業者、市場流通業者などのグループに対して ITQ を与え、そのグループ内でのみ ITQ を認める。所有権は与えず、漁獲行使権とする。
- ③ ITQ の有効期間は 5~10 年で区切り、没収後は再度入札にかける。

などがあげられる。これらを十分に検討した上で、ITQ 制度の修正版(日本版 ITQ)を世界に向かって提示する。その際、②では漁業協同組合と水産加工業協同組合などを統合した総合的な水産業協同組合の設立なども検討に値する。

**提言 5 : 国連の持続可能な開発目標 (SDGs) の実行など国際社会の合意や理念を反映した国内政策を講ずるとともに、国際漁業条約の枠組みを尊重した外交を展開すること**

**また、水産資源及び環境の保全と持続的利活用に関する消費者マインドの確立政策を講ずるとともに、その一環として必要な消費者教育と啓発、資源管理を基本とする適切な国際認証制度を導入すること**

#### 1) 国際的な動向を踏まえた国内対策と国際交渉の推進

- ① 我が国では、国連海洋法条約や国連公海漁業協定などの根幹的内容である科学的根拠に基づくアウトプット・コントロール(漁獲総量規制で漁業を抑制する)についての規定も適切に国内法に反映されていない。国(政府)は自主的規制という漁業者間の合意にゆだね、これらの条約の国内での適切な実施を図らなかった。

#### ② SDGs への対応

2015 年の国連サミットで合意され、2030 年までの達成を目標とした SDGs について、日本は欧米諸国に比べて政府内と国民の理解の対応が著しく遅れている。水産業の分野で最も密接に関係するゴールは SDG14(海の豊かさを守ろう)で、次いで SDG15(陸の豊かさを守ろう)である。多角的な専門分野にわたるマルチ・デシプレナリーな対応が早急に必要である。

SDGs の 17 目標は相互に密接に関連している。これらの取り組みは、FAO、国連教育科学文化機関（UNESCO）、世界保健機構（WHO）、国際労働機関（ILO）、並びに国際環境計画（UNEP）などの国連機関がそれぞれの専門分野ごとに取り組んでいる。

それぞれのゴールの下に以下の課題がある。これらを実施する必要がある。

【SDG14.2：2020 年までに、海洋及び沿岸の生態系のレジリエンス強化や回復取り組みなどを通じた持続的な管理と保護を行い、大きな悪影響を回避し、健全で生産的な海洋を実現する。】

【SDG15.1：2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地、及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復、及び持続可能な利用を確保する。】

【SDG6.6：2020 年までに山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。】

湿地帯、砂地や藻場などが存在する場所では、コンクリート、投石ならびに鉄柵の垂直護岸などの人工構造物が海洋生態系と生物多様性に影響を及ぼす。これらが漁業・養殖業の生産にも影響すると考えられることから、本影響に関する生態系サービスの機能に関する調査・研究が早急に必要である。

2016 年に FAO の加盟国は、違法、無報告、無規制の漁業である IUU 漁業の撲滅等に関する寄港国措置に関する協定を締結した。IUU 漁業の撲滅のために我が国の協力的義務が明確になったが、一方で同協定では、寄港国の漁業も同様に IUU 対策を講ずることを要請している。我が国沿岸漁業では漁獲データの報告がなされていない状況である。また、事実上の無規制の刺し網漁業などの自由漁業が多数存在する。

- ③ 国際情勢に合わせた SDG14.4 の達成やトレーサビリティの取り組み強化など IUU 漁業撲滅の国内対策が必要である。

- ④ 我が国の国際交渉も基本的には国連海洋法条約や国連 SDGs 目標、地域漁業機関や国際捕鯨取締条約（ICRW）、北太平洋漁業委員会（NPFC）、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）などの国際漁業条約などを尊重しつつ、科学的根拠に基づく持続的利活用の原則に従うことが極めて重要である。

- ⑤ 我が国は、NPFC では自国の最近の実績を大幅に上回る漁獲枠を提示し他の加盟国からの反発を招き、WCPFC では、わずか初期資源の 3%程度の親魚量しかないクロマグロの漁獲量の増加を提案し、否決された。一方でカツオに関しては初期資源の 50%の親魚量があるにもかかわらず漁獲の抑制を要求し、WCPFC の同一委員会内で相矛盾する提案を行った。ICRW からの脱退は、国際的な枠組みでの解決を放棄したものであり、調査捕鯨により 30 年以上にわたって長年積み上げてきた科学データの活用を失うことにもつながる。また、持続的利活用の原則で一致した行動をとってきた多くの発展途上国を国際捕鯨委員会（IWC）に置き去り状態にすることになった。北大西洋海産哺乳動物委員会（NAMMCO）の活用他をめぐって、ノルウェーやアイスランドとその協力関係の認識にギャップが生じて、これら各国から従前得られていた協力が得難い状況になっている。

以上のように、国際法の枠組みを尊重しつつ科学的根拠と持続的利活用の原則を達成することが基本原則であるにも係わらず、最近の我が国の水産外交はこれらの原則



から逸脱していると考えられる。これらの原則に沿った国際交渉（例えば 1959 年の我が国の ICRW 脱退後の即座の復帰や、2002 年のアイスランドの復帰の例にならない ICRW 付表第 10 条 (e) 項に対する異議申し立てを付して ICRW に再加盟する）を推進し、国際的にも信頼を得ることが肝要である。

## 2) WCPFC と国内規制の修正

- ① WCPFC では南太平洋島しょ国が入漁で採用する隻日数制限 (VDS ; 1 日当たりの入漁料を定めること) は経済的利益を目的としたインプット・コントロールであり、また、その収入の使途が明確にされていない。本来であればカツオ・マグロ資源の保存と管理及びその持続的利活用の推進に充てられるべきであり、その透明性を追求するべきである。日本政府は、基本的には WCPFC での TAC の設定と国別割当などのアウトプット・コントロールのスキームの提案を米国やニュージーランドとも積極的に協力しながら行うべきである。

併せて、日本独自の問題として WCPFC の海域で操業する際に制限要因となっている漁船のサイズ規制などは、基本的に国別割当の導入とともに撤廃することが望ましい。現在の我が国の海外まき網漁船の 349 トン型から 760 トン型級への大型化は、建造補助金の交付がヘリコプターの搭載や居住環境の改善を条件とした共通仕様の下で行われている。加えて許可購入費用も必要であることから、過大なコストの抑制の観点から修正が必要である。また、遠洋漁業漁船での労働力の確保は喫緊の課題であり、その確保のための船舶職員法の改正、研修・トレーニングの整備を行うべきである。

- ② 北太平洋の排他的経済水域外での外国船の操業

日本の排他的経済水域外でマサバやマイワシとサンマなどが外国船によって漁獲されているが、これらは国連海洋法条約に照らし、公海域での操業であり、北太平洋漁業条約の適用を受けるサンマ以外については国連公海漁業協定の一般的な規定が当てはまるにすぎず、実効ある管理措置を取ることは困難である。

他方、我が国漁船も、北太平洋漁業条約と国連公海漁業協定の趣旨に則り、我が国の最良と考える科学的根拠に基づき持続的に漁獲に参入するべきである。その場合は既得権と既存の漁業省令・規則にこだわらず、母船式操業や工船トロール漁船並びにマルチ・パーパス漁船の操業を現実的に検討し迅速に実施に移すべきである。

## 3) 国際情勢を踏まえた消費対策の充実

### 消費動向調査の実施

日本を含む主要 8 カ国の水産物消費動向調査をノルウェーが実施し、消費動向並びに傾向を把握して輸出戦略を樹立している。これらノルウェーの調査結果はすべての関係者に公開される。我が国も水産物全体、とりわけサケ・マス、マグロ及びエビに関する需要と消費の調査を行い、消費動向全体を把握し、包括的水産政策の策定の基礎とすること。

- ① まだ限定的ではあるが、民間の取り組みにより、小売り段階でも資源の持続性の重要性をアピールする販売方針が消費者の理解と支持を得ており、これらの取り組みを SDGs と併せて推進する必要がある。また、ノルウェーは輸出関税の中から水産物の研究・調査に費用を充当しており、日本も消費者が一定の財源（例えば、水産物に課税される将来の消費税の増加部分）を水産物の持続性への研究・調査に充てるシステムや税制などを導入するべきである。

- ② 水産資源や漁業の国際・国内認証制度に関しては、行政、生産者はもとより消費者サイドにもその理解が及んでおらず、その対応が遅れている。その中間に位置する流通、加工と小売分野でも理解されていない。

③ 認証制度への対応

海洋管理協議会（MSC）と水産養殖管理協議会（ASC）に比べて国際的にも国内的にもその評価が遅れ、浸透度が低調な一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会（MEL）と養殖エコラベル（AEL）の認証制度の根本的な問題は、基本的概念である水産資源と養殖の持続性の担保と海洋生態系との調和の観点が不足していることとみられる。MEL は認証スキームの承認組織である GSSI（Global Sustainable Seafood Initiative）の承認を目指しているが、説明責任、透明性とガバナンスの向上に努める必要がある。

日本政府は補助金を提供し、MEL と AEL の認証取得を日本国内で推進し、2020年東京オリンピック・パラリンピックでの本認証製品の使用の促進を目指しているが、本質的な課題は、我が国の資源管理の充実を図り、これら資源を科学的根拠に基づき持続的に漁獲する漁業を認証する MEL 認証制度の土台作りをバックアップすることである。

④ 国内外の変化に対応した漁業後継者と漁業労働者の育成と訓練

これからの世代の漁業後継者や漁業労働者は、国際と国内情勢が刻々と変化する環境において、以下のア～エなどに対応できるような従前とは異なる教育と訓練の機会が与えられる必要がある。

- ア) 国連の SDGs、PSMA、IUU 漁業対策
- イ) 漁業法、資源評価や TAC と ITQ 制度などの新管理措置
- ウ) 国内での漁獲データの記入と提出
- エ) マーケットでの販売と販売記録の記入

**提言 6：戦後一貫して続く沿岸漁業対策とハード・施設整備中心の水産予算配分から、資源管理、科学調査研究、加工・流通、消費者への教育・啓発活動に対する支援など現代のニーズに則した予算配分に大胆に転換するとともに、この関係の予算を飛躍的に拡充すること**

- 1) 漁業を立て直したノルウェーなど諸外国は制度の変更とともに補助金の削減を実施した。我が国では 2019 年度水産予算と 2018 年度補正予算を入れて 3,000 億円を越す大型予算となっているが、これは漁業制度の改革を口実にし、補助金の提供を目的としたものである。資源の持続性を阻害する補助金は世界貿易機関(WTO)では禁止されている。
- 2) 2019 年度水産予算は、漁港整備や経営困難者への補てん金（漁業共済金補てんは事実上の漁業所得補償）を含めて持続可能な水産業の実現には貢献しないと考えられる。予算の内容は沿岸漁業対策とハード予算が主体を占める。漁船のリース事業、荷捌所・保管庫・漁港施設などの建設である。これらの予算は、資源をさらに悪化させる潜在的漁獲能力の増大をもたらすことが懸念される。
- 3) 漁港予算などのハード予算は、日本が国土を再建するインフラ資本が不足・不十分だった戦後復興期にはその拡大・整備が必要であった。現在、漁港は過剰になり、漁船が

少ない漁港が増え始めている。

- 4) 水産加工分野にはわずか 20 億円程度しか予算が投入されていない。その大半が水産加工業者向けではなく、漁業者の加工向けである。また、加工、流通及び消費者向け予算も漁業者主体の 6 次産業化対策がほとんどであることから、加工業者、流通業者や消費者の現実のニーズ、実態に応える事業を用意すべきである。このことにより水産加工業者等が直接担い手となる事業・予算を新設するなど水産加工業者等向け予算を質量ともに飛躍的に拡充すべきである。包括的な水産の政策をステークホルダー全体で取り組む予算とするべきである。

5) 漁獲データの収集

漁業から独立した科学調査データと漁獲データの収集及び科学オブザーバーの配置のための予算及び体制の確保と充実が必要である。

そのため、水産資源評価の研究者の増員と活動の支援、地域水産科学研究センター(仮称)における調査船の増隻も喫緊の課題である。

漁獲データの収集は、沿岸の漁業権漁業にも例外なく、全ての漁業に以下の漁獲データの提供のための予算事業を新たに創設する必要がある。

- ① 漁獲データの共通記入フォームの作成とそれを漁業者が使用・記入することを指導する。また、記入したデータを専門家が検証する。
- ② 小型沿岸漁船も含めて監視カメラの搭載と科学オブザーバーの乗船を法的に定める。
- ③ 電子タブレットの導入を促進し、情報が提供される地方自治体のサーバーやデバイスと人員の強化を支援する。

- 6) 以上を踏まえ、科学的視点でハード予算から資源の回復のために必要なソフト予算に大幅に組み替えることが必要である。ハード予算の水産予算全体に占める割合を、例えば 5 年後は 2 分の 1、10 年後には 4 分の 1 以下とする。これら予算のシフトを盛り込んだ漁港漁場整備法などの法律の改正を行うことが必要である。

**提言 7：旧明治漁業法の残滓(し)を引きずる現行漁業法制度を廃止し、海洋と水産資源は国民共有の財産であるとの基本理念のもと、新漁業法、新水産基本法、新養殖業法及びスポーツ・フィッシング法(新遊漁法)などを可及的速やかに制定するとともに、水産政策確立のための包括的・総合的な体制の整備を含め、新たな制度・システムを構築すること**

本最終報告(提言)の内容を新たな制度・システムの骨子として位置付け、これを具体化するプロセスに入るようステークホルダーに働きかけるとともに消費者・国民に対する情報発信を行う。このプロセスは公平性と透明性を確保するためすべての情報開示を基本として運営する。具体化されるべき法制度とその概要を例示すれば次の通りである(参考資料 6「第 2 次水産改革委員会最終報告(提言)における「あるべき姿」の実現工程表」(報告書 P43)を参照)。

立法に当たっては、立法のプロセスを漁業者も含めて広く国民に開放し、その参加を奨励し、情報はすべて開示することが重要である。

なお、現行の水産資源保護法は、米国がサンフランシスコ講和条約で、以西底びき網漁業他の東シナ海などでの日本の漁業の乱獲を防止し、かつ脱却することを目指したものである。

この資源保護の目的と同法律に記述される養殖種苗の関連条項を、「新漁業法」並びに後述の「新養殖業法」に含め、水産資源保護法は廃止する。

また、漁業者の水産資源の自主的管理の促進と海外の新しい漁場の開発などの推進を目的とした海洋水産資源開発促進法は、国連海洋法条約の精神と主旨並びに時代にそぐわなくなったので、廃止するべきである。

1) 新漁業法の制定

旧明治漁業法の基本的な枠組みを保持する漁業法（2018年改正を含む）を廃止し、上記の提言1～6を含んだ「新漁業法」を制定する。

2) 新水産基本法の制定

水産業の将来のビジョンと見通しを定めるのは新水産基本法とそれに付随する新水産基本計画である。現行の水産基本法（2001年）は、農業基本法が1991年に農業の将来像を検討し定められた後、これに追随し、旧沿岸漁業等振興法に盛り込まれた内容を継承して、水産基本法が策定された。水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を掲げてはいるが、内容は沿岸漁業の振興が中心の法律であり、水産業の包括的、総合的な将来像と水産政策の方向を示すものではない。その基本となる自給率の設定も科学的な根拠と政策目標が入っていない。また、海洋生態系の変化・劣化が進行しており、これらの状況に対応する法律が必要である。

新水産基本法及び新水産基本計画

新水産基本法には、水産業全体の包括的、総合的な現状把握と将来の見通し、政策目標と生産（事業）の達成目標を掲げる。水産業を構成する沿岸漁業、養殖業（陸上養殖と内水面を含む）、沖合漁業、遠洋漁業、水産加工業、水産流通業などの政策目標と生産目標を明記する。

我が国沿岸域の湿地帯や干潟・藻場の回復と保全、北太平洋全域の海洋生態系の保護・保全、これらに影響を及ぼす陸域の生態系と農畜産業の農薬と排出物、森林の保全と河川水量・水質やシルト・土砂などの影響も含めて言及する。また、地球温暖化と海洋の酸性化に関しても、海洋生態系に関する目標（調査・科学的根拠の蓄積）を新しい水産基本法と水産基本計画で定める。

3) 新養殖業法の制定

養殖は海洋に負荷をかけないことや海洋の環境に十分に配慮し、海洋生態系の劣化を招かないようにすることを養殖業の許可にあたっての最も重要な基準（条件）とするべきである。消費者の養殖製品への安全と安心、持続性などへの関心の高まりが見られる。このために安全な餌料や薬品の使用などを推進することが必要である。また、輸出振興では、我が国の養殖業の基準が、輸入国の食品の安全基準と整合性がとれたものとするべきである。

我が国の養殖業は、過剰な投餌、排せつ物及び主対象の養殖生産物以外の付着物の除去により海洋環境の悪化の加害者としての側面もみられる。これらの是正を国内及び国外での販売上、早急に取り組む必要がある。また、海洋生態系と海洋環境の悪化で、オホーツク海、瀬戸内海、三陸沿岸などでも水質の悪化と貝毒の発生が見られる。さらに、養殖生産物の質と量の低下が顕在化しており、海洋生態系だけでなく、陸上生態系や農畜産業との関係から見た包括的・総合的な取り組みが求められる。特に、最近20年間急激に回帰量が減少しているサケ・マスのかんばく放流の問題への対応は急務で、陸上の河

川域とサケの回帰との関係の見直しと、北太平洋を共有する諸国との協議が必要になっている。

4) スポーツ・フィッシング法（新遊漁法）の制定

我が国では、遊漁船業の適正化に関する法律（遊漁船業法）があるのみで、事実上スポーツ・フィッシング（遊漁）は適切な管理がほとんどなされていない。併せて、遊漁者からの情報の提供もなされていない。諸外国の例では、スポーツ・フィッシングを行う者にはライセンスの取得を義務付け、許可制が導入されている。我が国もこれを行うべきである。また、商業漁業と同列に、TAC の中にスポーツ・フィッシング向けの漁獲量割当を設定し、これらを基準として、スポーツ・フィッシング者の 1 人 1 日当たりの漁獲量上限の設定や、漁獲物の販売目的の禁止を定める。これにより、スポーツ・フィッシングも商業漁業と等しく資源管理の枠組みに組み込む必要がある。

また、諸外国の例では、遊漁者への啓発・普及の充実と情報の提供やサンプル調査、教育機会の提供、遊漁人口の増大に関連して、諸設備が整備・充実をしてきており、これらの対策を盛り込んだ法律を定める必要がある。

5) 海洋水産政策経済研究所（仮称）の設立

中長期的かつ大局的視点に立った海洋水産政策及び経済的な調査・研究・評価を行う海洋水産政策経済研究所（仮称）を設立する必要がある。

国内には、農林水産政策研究所や政策研究大学院大学、一般社団法人日本経済調査協議会、公益財団法人東京財団政策研究所などのシンクタンクが多数存在する。しかしながら、これらのいずれもが海洋水産政策を主たる調査研究の対象とはしていない。今後の海洋水産政策と経済、海域の利活用と管理などを調査研究する政府に代わりまたは補って政策の基本を検討し、政策・経済経営の評価と提言を行う機関（海洋水産政策経済研究所（仮称））を設立する。

6) 目的と使命を終えた水産物輸入割当制度（IQ ; Import Quota）

水産物輸入割当制度の廃止

輸入割当制度は、初期の目的である日本漁業を保護する目的から大きく乖離し、輸入割当枠の保持が既得権益として枠保有者のビジネスとなっている。また、国内漁獲量の増加が進まず、輸入価格やコストの不必要な増大につながり、国民への消費物資の提供の阻害要因であることなどから、これを廃止するべきである。

外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）に基づく輸入割当制度は輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）第 9 条に基づき品目ごとに我が国に輸入できる数量（または金額）の上限を定め、この限度内において、個々の輸入業者に割り当てを行う制度である。しかしながら、この制度の発足当時に比較して我が国の漁業は衰退し、国内に水産物を十分に供給できない状況であり、輸入があっても国内の水産物価格に影響を及ぼすレベルではなくなっている。また、海外の水産物が、国内の水産物価格より高価格であり、国内価格の下落要因とはならない。むしろ原料の不足が水産加工業と国内の消費に悪影響を及ぼす状況である。したがって、輸入割当制度が創設された状況とはまったく現在の事情が異なり、その必要性がなくなったと判断される。また、輸入割当があるために、輸入しようとする業者は枠の手当てをしなければ輸入できない。そこで輸入割当が利権化して、それが輸入業者の負担になり、また枠の所有者はそれを保持するだけで所得・収入が得られる問題が生じている。

## 報告書内容目次

### 第1章 最終報告（提言）について

#### 最終報告（提言）に至る背景とその柱

1. 旧明治漁業法を内包する改正漁業法
2. 改正漁業法の評価
3. 中間提言の深化と拡充
4. 最終報告（提言）の基本的視点

#### 提言1

国連海洋法条約の精神と主旨を踏まえ、海洋と水産資源は国民共有の財産であることを新たな漁業・水産業の制度・システム（漁業関連法制度）の基本理念として明示すること

#### 提言2

海洋と水産資源の持続的利活用の基本原則は、資源評価による科学的根拠に基づき行われるべきことを明確にし、その典型事案としてクロマグロやスケトウダラなど悪化している資源の回復に具体的かつ可及的速やかに取り組むこと

#### 提言3

非公的機関である漁業協同組合が国民共有の財産である水産資源を管理することを許容する漁業権を廃止し、すべての漁業・養殖業に国際的な規範と実例に則した許可制度を導入すること

#### 提言4

資源回復や経営強化に有効な個別譲渡可能割当（ITQ）方式を導入することにより、過剰漁獲能力の早急な削減を図るとともに、収益を向上させ、漁業経営を持続可能な自立できる経営体質とし、補助金からの脱却を図ること

#### 提言5

国連の持続可能な開発目標（SDGs）の実行など国際社会の合意や理念を反映した国内政策を講ずるとともに、国際漁業条約の枠組みを尊重した外交を展開すること  
また、水産資源及び環境の保全と持続的利活用に関する消費者マインドの確立政策を講ずるとともに、その一環として必要な消費者教育と啓発、資源管理を基本とする適切な国際認証制度を導入すること

#### 提言6

戦後一貫して続く沿岸漁業対策とハード・施設整備中心の水産予算配分から、資源管理、科学調査研究、加工・流通、消費者への教育・啓発活動に対する支援など現代のニーズに則した予算配分に大胆に転換するとともに、この関係の予算を飛躍的に拡充すること

#### 提言7

旧明治漁業法の残滓（し）を引きずる現行漁業法制度を廃止し、海洋と水産資源は国民共有の財産であるとの基本理念のもと、新漁業法、新水産基本法、新養殖業法及びスポーツ・フィッシング法（新遊漁法）などを可及的速やかに制定するとともに、水産政策確立のための包括的・総合的な体制の整備を含め、新たな制度・システムを構築すること

## 第2章 我が国の漁業・水産業のあるべき姿

1. 日本の漁業・水産業の現状と問題

2. 日本の漁業・水産業のあるべき姿

3. あるべき姿での漁業・水産業の経済指標

参考資料

## (2) 介護離職問題調査研究会

調査報告 2019-2

### 「介護離職」防止のための社会システム構築への提言

～中間提言～

#### ケアマネジャーへの調査結果から

超少子高齢化時代が到来した日本社会では、生産年齢人口減少に伴う労働者不足といった事象が大きな社会的課題となっている。そのため、「外国人労働者への期待」「定年延長制の導入」「AIや機械化の推進」など、多くの試みがなされている。企業にとっても労働力不足を補う施策は、経営本体の根幹をなす大きなテーマである。

本研究会では、このような労働力不足を補う施策の中で、「定年延長制の導入」といった方策に着目し、今後、「65歳定年制及び70歳再雇用制」が浸透していく上での課題を考えた。その結果、誰でも安心して70歳まで働くためには、「介護離職」防止といった論点が重要であるとした。政府も「介護離職ゼロ」といった政策を掲げており、「親の介護のために仕事を辞めない」社会の実現が目指されている。

しかし、これまで「介護離職」防止についての現状分析は、企業側（雇用者側）による社員への実態調査が多く、家族介護者（社員）や要介護者といった介護現場視点での調査研究は少ない。そのため、本調査研究においては、介護現場の最前線で従事する居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象に、「介護離職」についてのアンケート調査を実施した。

対象とした地域は、千葉県内の居宅介護支援事業所に悉皆調査し、約800の事業所から回答を得た。千葉県は、東京都内のベットタウンとしての地域性もあり、多くの会社員が居住している。反対に、房総半島地域などは過疎地域を含む「地方」といった地域性もある。その意味では、千葉県の実態を分析することで、日本社会全体の現況を推察できると考えた。

なお、本調査研究では、ケアマネジャーから「介護離職」における率直な自由意見として「生の声」を拾い上げることができ、それらを分析したことも特徴である（巻末資料としてケアマネジャーらの自由記述を全て掲載）。そして、それら多くの意見を基に、「介護離職」の定義づけ（類型化）を試みた。「介護離職」防止を図るうえでは、この「定義づけ」がなされなければ、問題解決へのアプローチを見いだせないと考えたからだ。

介護離職防止対策について日々思案されている関係者の方々にとって、本調査報告が何らかの参考になれば幸いである。

また、本調査において、調査結果についてはほぼそのまま記載しているが、「個人情報保護」の点から、個人の所属・地域が特定されないように修正をしている。

最後に、アンケート及びヒヤリング調査にご協力いただいた多くのケアマネジャーの方々には、ご多忙にもかかわらず熱心に尽力いただいたことに深く感謝を申し上げます。

2019年6月



## 委員名簿

(2019年6月5日現在・敬称略)

主査	結城 康博	淑徳大学総合福祉学部 教授
委員 (五十音順)	泉 泰子	SOMPO リスクマネジメント株式会社 医療・介護コンサルティング部 上席コンサルタント
	海老原光子	昭和女子大学人間社会学部 文教大学教育学部 非常勤講師
	塩入 徹弥	大成建設株式会社管理本部人事部 部長
	壺内 令子	株式会社ウェルネス香川 代表取締役 主任ケアマネジャー
	早坂 聡久	東洋大学ライフデザイン学部 准教授
	牧野 史子	NPO 法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン 理事長
	村田 くみ	ジャーナリスト 一般社団法人介護離職防止対策促進機構アドバイザー
事務局	杉浦 哲郎	日本経済調査協議会 専務理事
	木曾 琢真	日本経済調査協議会 特別顧問
	竹内 信彦	日本経済調査協議会 主任研究員
	赤塚美代子	日本経済調査協議会 リサーチ・アシスタント

## 第6章 まとめ～最終報告書に向けた今後の課題・方向性～

### 1. 介護現場に求められる介護離職防止への試み

本調査結果の考察として、中間提言では「介護離職防止」は職場と家族介護者（社員）との関係にとどまらず、要介護者及びその支援者であるケアマネジャー等との情報共有、連携促進が大きなポイントだと指摘したい。

しかし、社員自ら「家族介護」といったプライバシーを、どこまで職場（会社）に伝えられるかが大きな「壁」となる。例えば、「昇進に影響するのではないか」「管理職であり、身内の介護の問題で職場に迷惑をかけられない」「家族のことで、職場内で気を遣うのは避けたい」などといった社員の心境が想定される。しかし、職場において、そのような「壁」を少しでも低めていく雰囲気作りが重要ではないかと考える。

また、要介護者の支援をしているケアマネジャーの一部にも、本来の支援対象者は要介護者であり、家族介護者の「介護離職防止」まで関わる必要があるのかと疑問を抱く者も少なくない。実際、「ケアマネジメント」過程において、本格的に家族支援といった内容が重要視されたのも、20年近い介護保険制度の歴史を振り返れば、まだ日も浅く、未だ専門家の間でも浸透していないのが実態である。

その意味では、介護離職防止の試みとしては、要介護者への支援と同時に、「家族介護者」への支援概念が、フォーマル・インフォーマルの場面で今後どのように浸透していくかが鍵となる。このような概念が浸透していけば、職場において家族介護者（社員）を通して、要介護者の支援者であるケアマネジャー等との情報共有の機会も増えていくのではないかと考える。

しかし、それらのネットワークづくりをケアマネジャーのみに託して「ケアマネジャーが職場を訪問して、勤務形態や介護に関する制度などについて家族介護者（社員）を含めて担当者（上司等）と話し合いをすればいい」といった単純な話ではない。日々の業務に追われるケアマネジャーだけが、このような連携業務をおこなっても、属人的な試みとなってしまう、社会全体として普遍的な「介護離職防止」への道筋にはならないと考える。

### 2. 産業ケアマネジャー（ソーシャル・ワーカー）という考え方

職場ができる介護離職防止策として、例えば「人事異動」、「介護休暇制度等の活用」、「社員のための介護研修会」、「介護の情報提供」などが挙げられる。

また、条件が整えば、産業ケアマネジャー（ソーシャル・ワーカー）を企業が雇用し、そこを窓口として、ケアマネジャーとの情報共有の機能を果たすことも有効かもしれない。

その場合、既述の（1）両立困難型介護離職、（2）職場起因型介護離職にあてはまるケースについては、産業ケアマネジャー（ソーシャル・ワーカー）の活躍が期待されると考える。

また、（3）孤立型介護離職においては、家族介護者と要介護者による「孤立化」が重要なポイントであるため、地域（自治体）による家族介護者の集いや認知症カフェなど、互助組織による活動の一層の促進が求められる。

特に、家族介護者及び要介護者の介護サービスに対する考え方は重要であり、地域（自治体）などの力を借りて、介護サービスの利用を促す試みも必要となる。

### 3. 介護離職の求められる施策・政策

本研究会としては調査結果を踏まえて、制度・政策として家族介護者（社員）も介護保険制度における対象者として明確に位置付け、いわゆる「ケアラー」としての存在を社会的・制度的（法令上）に認知（明記）させていくことを提起したい。

既述のように、本研究会では「介護離職」の定義を試みたのだが、家族介護者自身がソーシャル・ワークの対象者であり、要介護者と同様な立場であることは明らかである。

今後、家族介護者が社会的に支援の対象者であることが認められれば、徐々に職場内でも「親の介護の相談をすることに抵抗感がない」といった雰囲気が芽生えていくのではないだろうか。実際、「産休・育休」に関連した男女共同参画社会の推進過程を見る限り、妊婦・子育て中の夫婦が社会的・制度的に明確に位置付けられていった。

現在の介護離職防止対策は、一部の企業、ケアマネジャーなどの支援者の「自発的」な試みを中心で、社会全体として制度化されていない。そのため、現在、政府が「介護離職防止」を施策の大きな柱として据えているタイミングで「ケアラー」支援といった施策を推進していくべきである。「ケアラー」が社会的に介護保険制度の対象者とされたならば、必要であるにも関わらず介護サービスを拒否して使わないこと自体が支援対象とされ、いかにサービスに繋げていくかがより明確になるであろう。

介護保険制度は「契約主義」となっているため、要介護者もしくはその家族が自ら申請しなければ介護サービスに繋がらない。しかし、本調査結果でも明らかになったように、要介護者もしくはその家族が介護サービスを拒否することで「介護離職」に陥るケースも報告されている。その意味では、対象者にいかに介護サービスを利用してもらうかということも、介護保険制度においては重要な「支援」である。そういった「アウト・リーチ」的な認識が介護現場で浸透していくことで、「介護離職」防止への解決の糸口になるのではないかと考える。

### 4. 本研究の最終報告への向けての課題

今回、本研究会では要介護者に関わる専門家であるケアマネジャーの視点から「介護離職」について調査し、中間報告を行った。今後は、職場（企業）側の視点で、家族介護者（社員）への介護離職防止に向けた試み、もしくは「介護離職」の意識などを調査し、要介護者側に近いケアマネジャーとの意識差（本調査結果）などを、比較・検証することで、新たな介護離職防止に向けた視座が導けると考える。

現行の一般的な企業における介護離職防止対策としては、①「介護に関する普及啓発研修」、②「職場内における介護と仕事が両立できる職場環境づくり」などが挙げられる。①の普及啓発を目的とした研修は多くの職場で見られるが、どのような研修内容で、その「ねらい」などを詳細に調査していく必要がある。また、②の具体的な介護離職防止に向けた取組みについては、多くの課題が推察されるため、その実態について把握することも重要であると考える。

また、中小企業を中心とした、「介護離職」に対する意識について調査することが重要であろう。生産年齢人口が減少するなか、「定年延長」などで長く勤めてもらえる職場環境が求められる現在、それらの大きな課題となる「介護離職」について、中小企業がどのように捉えているかを把握することで、普遍的な「介護離職防止策」の糸口を探ることが有益だと考える。

また、自治会や地域互助組織といったインフォーマルサービスは、「介護離職防止」において大きな資源として考えられるが、それらの効果的な支援・活用については、今後の課題として、さらに研究を掘り下げていきたいと考える。

## 報告書内容目次

はじめに

第1章 日本社会における「介護離職」問題の背景（結城康博主査）

- 1.安倍政権の基軸となる政策
- 2.介護離職 10万人
- 3.介護離職をテーマとした先行調査研究
- 4.本調査研究の目的と意義

第2章 ケアマネジャーが認識する介護離職の実態について①（早坂聡久委員）  
—「介護離職」に関するアンケート調査結果（単純集計分析）より—

第3章 ケアマネジャーが認識する介護離職の実態について②  
—「介護離職」に関するアンケート調査結果（自由記述分析）より—

- 1.「介護離職」時期及びそれら予備軍の傾向分析（壺内令子委員）
- 2.介護離職に陥る要介護者の疾患及び心身状況（海老原光子委員）
- 3.企業に求められる介護離職防止策（塩入徹弥委員）
- 4.孤立を防止するための相談窓口の必要性について（泉泰子委員）
- 5.地域資源の現状について（牧野史子委員）
- 6.介護離職における社会的背景（村田くみ委員）

第4章 ケアマネジャーが認識する介護離職の実態について③  
—「介護離職」に関するアンケート調査結果（事例分析）より—

第5章 考察（結城康博主査）

- 1.「介護離職」の定義（類型化）
- 2.介護離職にいたる分岐点分析

第6章 まとめ～最終報告に向けた今後の課題・方向性～（結城康博主査）

参考資料

- アンケート回答データ
- アンケート調査票

### (3) 「住民による住民のための持続的・地方創生を考える」委員会

#### 調査報告 2019-3

#### 人生 100 年時代の地方創生

#### ～住民による住民のための持続可能な地域創生とは～

地方経済の振興については、二度の石油危機を経て、日本が安定経済成長に入ったころから、様々な議論がなされ、その結果として様々な政策が打たれてきた。

しかし、残念ながら、地方活性化に向けてこれまで実施されてきた様々な政策が顕著な効果を挙げたとは言い難く、地方経済は現在に至るまで厳しい現実と直面している。

多くの自治体では、グローバル競争の影響を受けて産業基盤が委縮する一方で、人口減少が加速している。また、産業・企業の誘致促進策は、結果的に低付加価値産業の地方集積を招いたとか、イベント等によるまちづくり・地域おこしは、当該地域の一時的な賑わいをもたらしたただけ、との指摘がある。さらに、公共投資を中心とする一時的な景気刺激策が、地方財政の悪化という負の遺産をもたらしたとの見方もある。

こうしたなか、安倍政権は 2014 年に地方創生を打出して「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、地方自治体に地方版総合戦略（2015～2019 年度）の策定を決め、KPI(重要業績評価指標)に基づく政策の実行、効果検証、改善のいわゆる PDCA サイクルを通じて地方創生の実現を図ろうとしてきた。しかし、まだ取り組むべき課題があるとして、政府は、地方版総合戦略の第 2 期（2020～2024 年度）の策定を進めようとしている。

実際に、政府が発表した「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019 について」では、依然として人口減少・少子高齢化が深刻な状況であること、東京一極集中が続いていること、そして、地方によっては経済環境に厳しいところがみられることが指摘されており、未だに地方再生の実現可能性には、強い不透明感が漂っているといえよう。

KPI や PDCA に基づく地方創生策は、経済効率性による地方間競争の激化や、その結果としての自治体の統合・集約化を通じて、日本経済全体や地域の経済効率性、地方財政や行政サービスの持続可能性を高めた部分があったとみられる一方で、地方の持つ重要な特性である多様性や、住民のつながりという社会の関係性を希薄化させたのではないか。こうした状態は、地方で暮らす住民にとって望ましいものと限らない。

そうであれば、地方の経済社会を持続可能な形で維持していくために、地域住民が望ましいと考える経済社会の姿や、それを支える経済的資源、政策、そしてそれらの実現可能性を、客観的に考察し、今後の方針を示す必要がある。例えば、地域において付加価値を生み出し続けるためには、地域に雇用や所得を生む産業集積が必要だが、そのベースとなる産業や企業が持続性を持つビジネス・モデルに支えられていなければならない。また、各地で行われているまちづくり、地域おこしの取り組みが持続的に地方経済再生の原動力となるためには、その取り組みが点から線へ、線から面へと広がっていかなければならない。さらに、地域住民が受け入れられる生活水準、社会保障や行政サービスの内容と水準、財政負担等についても、地域内でコンセンサスの形成が必要となる。

換言すれば、これまでは、持続的な地方再生の実現可能性という視点から各種の政策やその効果の客観的な分析・検討が十分になされてこなかったこと、また、地域住民によるコンセンサスが十分に形成されてこなかったことが、地方活性化策を混迷させてきたと言っても過言ではあるまい。

そこで、本委員会では、第2期地方版総合戦略の策定が本格化する前のタイミングをとらえて、人口減少やグローバリゼーションという厳しい現実を踏まえつつ、地域住民が望ましいと考える、そして持続的かつ実現可能な地方再生の枠組みや政策を、住民自身が考える際に参考に出来るような材料を具体的に提供したいと考えた。これは同時に、民間の立場から政府の地方創生策に対するオールタナティブ（選択肢）を提示することでもある。本報告書が地方創生を稔りあるものとするための参考となれば幸いである。

委員会の運営と報告書の作成に当たり、委員長として議論を牽引していただいた片山善博・早稲田大学教授、主査として議論を取り纏めかつ本報告書をご執筆いただいた川崎一泰・中央大学教授、そして毎回の委員会にご出席いただき貴重なご知見・ご経験・ご示唆を惜しみなくご提供いただいた委員の皆様に、深甚なる謝意を申し上げる次第である。

2019年10月

## 委員名簿

(敬称略)

委員長	片山 善博	早稲田大学 政治経済学術院 公共経営大学院 教授
主 査	川崎 一泰	中央大学 総合政策学部 教授
委 員	井手 英策	慶應義塾大学 経済学部 教授
(五十音順)	大久保 敏弘	慶應義塾大学 経済学部 教授
	岡田 豊	みずほ総合研究所株式会社 調査本部 政策調査部 主任研究員
	小田切 徳美	明治大学 農学部 教授
	川田 文人	富山大学 客員教授、富山国際大学 客員教授
	里村 正治	フィデアホールディングス株式会社 名誉顧問
	平尾 勇	株式会社 地域経営プラチナ研究所 代表取締役
	牧野 光朗	飯田市長
	安井 孝之	Gemba Lab 株式会社 代表取締役
	山下 祐介	公立大学法人 首都大学東京 人文科学研究科 准教授
	渡辺 豊博	特定非営利活動法人 グラウンドワーク三島 専務理事
事務局	木曾 琢真	日本経済調査協議会 専務理事
	杉浦 哲郎	(前) 日本経済調査協議会 専務理事
	竹内 信彦	日本経済調査協議会 主任研究員
	今泉 洋	(前) 日本経済調査協議会 主任研究員 (現) 昭和電工株式会社 購買・SCM 部 (CSR・管理グループ) マネージャー
	石川 美子	日本経済調査協議会 リサーチ・アシスタント

## 外部講師名簿

(五十音順、敬称略、所属・役職は講演当時)

池田 弘	NSG グループ 代表
小野 有人	中央大学 商学部 教授
福田 幸二	株式会社 日立製作所 研究開発グループ 基礎研究センタ 日立京大ラボ 主任研究員



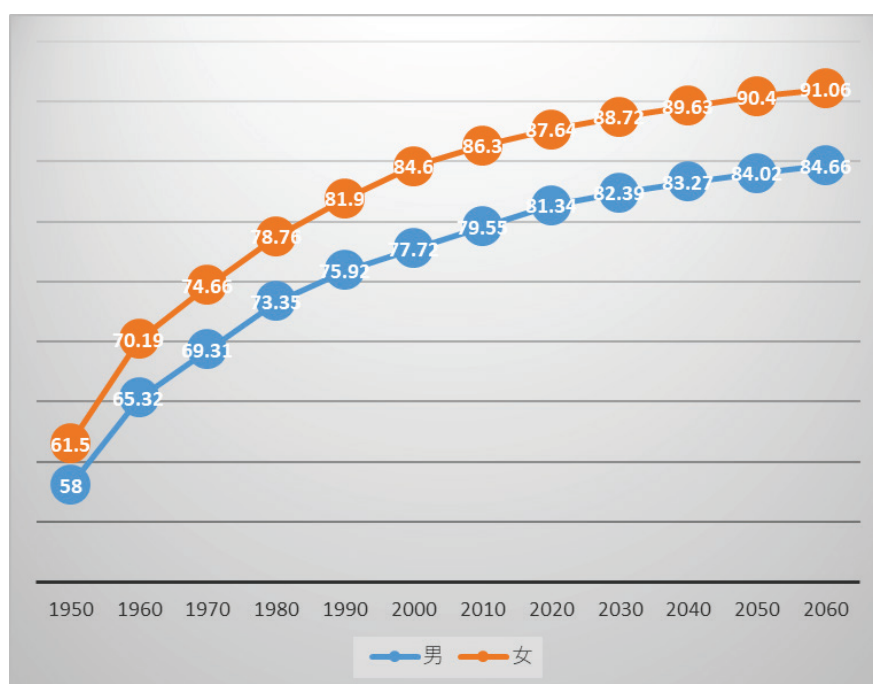
## 5. 人生 100 年時代の地域社会

最後に本報告書で提案をしてきたことを通じて地域社会にどのようになってほしいかを示すことで結びに変えたい。

### 5.1. 全体として多様な生き方ができる社会を目指す

図 13 にあるように平均寿命が上昇し、90 歳代まで上昇する予測になっている。平均寿命が 70 歳代の頃に比べて 20 年寿命が延びることになり、アクティブな時期も増えることになる。このようにアクティブな高齢者が増えていく中、平均寿命が 60～70 歳代だった高度経済成長期に作られてきた新卒一括採用、終身雇用制度を維持していくことが難しくなっている。また、40 年近く働いて、10 年前後の期間を年金などで生活するのであれば社会保障制度を維持できたものが、30 年前後の期間の保障となると持続可能性が極めて困難な状況に陥っている。

<図 13> 平均寿命と将来推計



資料) 1950 年は厚生労働省「簡易生命表」、1960 年から 2010 年までは厚生労働省「完全生命表」、2020 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

(注) 1970 年以前は沖縄県を除く値である。0 歳の平均余命が「平均寿命」である。

そこでこれだけアクティブな期間が増え、経済も成熟化してきた中においては、かつての新卒一括採用で会社に勤め、定年まで勤め上げてから余生を過ごすというロールモデルを変えていかなければならない。こうした従来のロールモデルを単線的と表現をするならば、これからは**人生の複線化**が求められるものと考えている。

就職活動が通年採用となり、青年海外協力隊のような形で国内外での事業に携わることやワーキングホリデーの国内版のような形で経験を積むなどしてから、就職をすることも可能

になる。また、就業期間の途中での学び直し、転職、退職後の起業など様々な生き方が選択できる。これまでは新卒の際に是が非でも就職をしなければならないという固定観念にとらわれ、この道からそれることのリスクがあまりに大きかった。たまたま就職の年が不況だったというだけでロスジェネレーションが生まれるような状況はあまりに不合理だ。複線化にはこうしたリスクを回避する意味合いもある。

社会全体としてはこうした様々な生き方が容認される寛容な社会に転換していく必要がある、目指すべき方向だと我々は考えている。成熟社会において一つのロールモデルではなくなる中、正解が最初からわからないことが多くなっていく。そうすると、社会全体としては実験型になっていき、試行錯誤を繰り返して方向性を見出していくことになるだろう。つまり、何度でもチャレンジできる環境が必要となり、人生の複線化はこうしたニーズにもマッチしている。

こうした生き方、住まい方、働き方が多様化する中、定住思考からフリーアドレス思考に転換するとともに、制度もそれに合わせていくことにすべきだ。税制、公聴システムなどは本報告書の中でいくつか提案している。

地方創生はこうした様々な生き方に対して、それぞれの地域が多種多様な選択肢を提供することができるようにすることである。

## 5.2. 地域社会の目指す姿：課題解決のためのプラットフォーム形成

社会全体として様々な生き方が許容されるようになってきたときに、地域社会はどうすべきだろうか。基本的には価値観を共有する地域組織が中心となり、地域課題を解決するプラットフォームを形成していく姿になっていくのだと思っている。本報告書ではプラットフォームを軸の一つとしながら、提言の中に散りばめられているので、ここで整理をし、全体像を示したい。

### ① プラットフォームの機能

プラットフォームの重要な機能は特定の主体に仕事を押し付けるのではなくそれぞれが果たせる役割を分担(シェア)し、それぞれの責任において行動するとともに、自らが資金調達をするところにある。分担するものは仕事の分担、投資の分担、負担の分担、責任の分担など様々な形があるが、一人一人では背負いきれない負担をシェアすることで行動を起こしやすくする機能、これがプラットフォームの重要な機能だ。

リスクを含めて負担を分担するので、プラットフォームの構成員はある程度同じ方向を向かなければならない。ロードサイド開発もそれぞれがばらばらに投資をするのではなく、景観やイベントなど共有できるコンセプトを持った投資をするだけでもその効果は全く異なるものと考えられる。この共有できるコンセプトこそが、我々が主張している「当事者」という価値観に他ならない。こうした価値観を共有しながら個々が行動する。その価値観を共有する場がプラットフォームである。

特定の主体に投げてしまうと、その主体が「嫌だ」と言ったら終わってしまうものだ。地域で解決できないから、国や県に投げるケース、ローカル線やバス路線の維持を事業者に投げてしまうケースなど色々だが、相手に嫌だと言われたら、何もできなくなってしまう。プラットフォームはまさにボトムアップで「地域でこんなプロジェクトをやるから一緒にやろう」という場にしていかなければならない。「当事者」という価値観とは、こうしたものであ

る。

こうした地域の価値観を共有できる人が定住している人を含めた関係人口と呼ばれる利害関係者がフラットな場で議論しながら、方向性を探るといふ姿が地域社会の目指す姿なのだろう。利害関係者が地域の課題を持ち寄り、共有し、解決策を探る場がプラットフォームだ。もちろんこの組織は横並びや縦割りである必要はなく、地域によって色々なスタイルがあるだろう。既存の組織を活用することが最も効率的だろうが、そこにとらわれる必要性は全くない。また、地域だけでは解決できないものは近隣を巻き込んで相互補完をするなどの方法で解決を図るべきである。いずれにしても、地域課題を解決するためのプラットフォームの形成が重要である。

## ② プラットフォームの担い手

こうした「地域の課題を持ち寄り、共有し、解決策を探る」プラットフォームを運営する担い手は本来ならば議会がこの機能を果たすべきだと思われる。しかし、残念ながら現状の日本の地方議会でこの機能を果たすことは極めて困難だと言わざるを得ない。それぞれの会派に縛られ、行政側も前例や制度に縛られ硬直化していることから、新しいことにチャレンジする雰囲気にはなっていない。

プラットフォームは硬直化した組織ではなくフラットな場で課題を共有し、「柔軟に」行動していくということになる。一般に組織を代表するとできない(あるいは言えない)が増えるが、個人であればできる(あるいは言える)ことは多い。その個人が持っている知識や技能を地域で活用するというスタイルだ。これがまさに我々が掲げる「地域に帰れば一住民」としての行動だ。こうした意味でプラットフォームの担い手はできるだけ広く、世代横断的となることが望ましい。様々なバックグラウンドを持つ個人が集い課題に挑む柔軟な組織がプラットフォームとなる。

地域課題の問題提起は行政、既存の地域団体、地場産業などが現状でも行っている。しかしながら、問題解決の手段はどうしても行政に頼ってしまっているところが多い。行政に頼るといふのは、補助金に頼り、仕事も任せてしまう傾向が強くなる。その結果、多くの住民の当事者意識は芽生えずに、他人事となってしまう。したがって、プラットフォームは住民自らが解決手段を考え、行動し、資金調達も自ら行うというものだ。小さな地域課題に対応するために小さなプラットフォームが形成され、大きな課題に対してはそこで形成された知識や技能を携え、集結した新たなプラットフォームが出来上がるといったイメージだ。この過程で実際に汗を流し行動する人が自ずとリーダーとなり、マネジメントの部分も担うことになっていくものと考えている。我々が考えるボトムアップというのはこのようなものである。

## ③ プラットフォームの役割

プラットフォームは個々の組織や団体では解決できない地域課題も、個々の力を集約することで解決を図ることが主要な役割である。この役割を果たすためにコミュニティビジネスの展開、人材育成、地域人教育など本報告書では様々な提案を行ってきた。これらの役割はそれぞれができる範囲で行えばよく、拘束力のあるものである必要はない。プラットフォームはその意味で緩やかな組織となるのだろう。

ここで言っているそれぞれが持つ専門的な技能や知識というのは必ずしも学問的という意

味ではない。公務員であれば制度や法律のこと、金融機関の職員であればビジネスモデルや事業計画書の書き方、定年退職者であればそれまで培ってきた販売ノウハウや営業ノウハウなど様々な形がある。こうした技能や知識を地域のために使っていくという発想だ。プラットフォームはまさに地域課題とこうした多様な知識や技能とのマッチングをする場であり、そうした役割を担うものである。

### 5.3. お金を稼ぐことが地域貢献

「タダほど高いものはない」と昔の人はよく言ったものだ。「若い者はタダでやれ」といわんばかりの旧態依然とした組織には若い人が集まらず、高齢化が進んでいる。地域でもそうした風土のところは少なからず存在しているが、そうした地域からも若い人は見事に流出している。まさに「タダほど高いものはない」である。一時的なタダの労働力を利用するのだろうが、彼らの流出で長期的には地域の価値を失うというものだ。

こうした負の連鎖を断ち切るには、労働には適正な対価を支払うべきだ。もちろん、タダでもいいからやらせてもらいたいという仕事はある。そこにはスキル、経験などお金に換えられないものがあるからこそやるもので、決して長老に強制されてやるものではない。この場合は広い意味で対価を受けていると考えてもよいだろう。労働に適正な対価を支払うことで、地域の課題解決(公益)に価値が生まれ、担い手が生まれてくるのだ。

地域においては「お金を稼ぐことが地域貢献」という思考転換をしていく必要がある。この思考転換がコミュニティビジネスを生み育て、成立させる必要条件になってくる。昨今、日本では「お・も・て・な・し」に代表されるように、タダ(あるいは低価格)で高いサービスを美徳とする傾向がある。しかし、高いサービスに対して対価がとれないことが日本のサービス産業の低生産性の一因とも言える。ボランティアや「おもてなし」を過度に美徳化しない方がよいだろう。

これは教育においても同様のことが言え、ボランティアを必修化する大学もあるようだが、このような美徳化は望ましくない。むしろ、本報告書が提案するようにビジネス思考型の地域人教育を通じて「お金を稼ぐことが地域貢献」につながることを教えるべきだ。この発想の転換こそが地域の持続可能性を高めるものと考えられる。

さらに、稼いだお金を地域外に流出させずに、地域内に循環できるようになってくると地域の持続可能性は一気に高まる。稼いだ利益を地域で再投資できる環境こそが地域創生につながるのだ。

こうした観点から、公共部門もすべての仕事を抱え込まず、地域に仕事として積極的に出すべきだろう。中央省庁対応型の縦割りに付き合わずに、地域課題対応型のプラットフォームビルダーとして行動すべきだ。

### 5.4. すべての住民に対して

最後に、本報告書ではいくつかの提案をしてきた。「そんなこと今の制度でできない」、「うちにはそんな能力がないからできない」、「うちには地域資源なんて何もないからできない」といったネガティブなコメントが来ることは想定済みである。実は、先に示した通り現行制度でもかなりのことは地方自治体でできるようになっていて、要するに運用の仕方の問題な

のだ。富山氏<sup>1</sup>の言葉を借りると、全員が世界チャンピオンを目指す必要はなく、地場のサービス産業は県大会上位や地区大会上位で十分なのだ。できない理由を10個並べるくらいのは誰でもできるが、そんなことをしていても何も生み出さない。

小さなことから、プラットフォームを通じて地域の課題を解決するための行動をしつつ、次世代へ伝えていくことを通じて持続していく。本当の意味での地方創生は一朝一夕にできるものではなく、当事者という価値観さえ共有できれば、地域の知識や経験を地域の内外から吸収し、積み上げていくことで実現できるものと我々は考える。本報告書では「地域に帰れば一住民」のコンセプトを掲げたが、それぞれの住民が地域のことを考え、何ができるかを考えるきっかけに本報告書がなってくれば我々は本望である。

---

<sup>1</sup> 富山和彦(2014)『なぜローカル経済から日本は甦るのか』(PHP新書).

## 報告書内容目次

本報告書のねらい

### 1. 地方創生の何が問題か？

- 1.1. 選挙のたびに繰り返される地方創生政策
  - ① 計画づくりに奔走させられる地方と横並びの計画
  - ② 補助金がらみで考えられる政策
- 1.2. 分どり合戦、足の引っ張り合いでは何も生まない
- 1.3. 過度な横並び意識
  - ① 地元企業優先の罟
  - ② 横並び成長産業
  - ③ ナショナルチェーンに組み込まれる地方沿道
- 1.4. ボランティア、NPO は安価な労働力ではない
- 1.5. 硬直化する既存組織
- 1.6. 課題認識からの地方創生の柱

### 2. 日本全体として何が必要か

- 2.1. 人生 100 年時代における生き方の複線化
- 2.2. 持続可能性を考える
  - ① 南信州観光公社
  - ② 松本ヘルス・ラボ
  - ③ グラウンドワーク三島
- 2.3. 経済の成長力
  - ① 大都市は民間資金から調達し、グローバルマーケットで勝負せよ
  - ② 地域では多様性を生み出す仕組み
  - ③ ハイリスク・ローリターン構造からの脱却

### 3. 地域では「当事者」という価値観の共有が最重要

- 3.1. ボトムアップ型地域組織を構築せよ
  - ① フラットな組織とは
  - ② 事業費の当事者負担
- 3.2. 地域に仕事を出しコミュニティビジネスを育成せよ
  - ① 下請ではなくパートナーとして
  - ② ボランティアでは持続できない
  - ③ コミュニティビジネスで成功した人材を登用せよ
- 3.3. 地場産業も当事者として行動せよ
  - ① 地域貢献は事業の継続
  - ② 地域金融機関の「当事者」という価値観
- 3.4. 当事者という価値観を共有する地域人を育成せよ
  - ① 初等教育段階での地域人教育
  - ② 中高等教育段階での地域人教育

③ 大人に対する地域人教育とシニア人材活用

4. 公共部門の役割は何か

4.1. 基本はルールづくりと運用

4.2. 定住思考を転換し、行政組織を課題解決型に切り替えよ

- ① 定住思考からフリーアドレスへ
- ② 行政組織を課題解決型に切り替えよ

4.3. 人生 100 年時代のガバナンス体制

- ① 民意を代表する新しい公聴システムの導入
- ② 地方自治体はサービス提供者からプラットフォームビルダーへ転換せよ
- ③ フリーアドレス型税制にシフトせよ

5. 人生 100 年時代の地域社会

5.1. 全体として多様な生き方ができる社会を目指す

5.2. 地域社会の目指す姿：課題解決のためのプラットフォーム形成

- ① プラットフォームの機能
- ② プラットフォームの担い手
- ③ プラットフォームの役割

5.3. お金を稼ぐことが地域貢献

5.4. すべての住民に対して

#### (4) 介護離職問題調査研究会

調査報告 2019-4  
「介護離職」防止のための社会システム構築への提言  
～最終報告書～  
企業への調査結果から

団塊世代が75歳以上となる2025年には、その子供である団塊ジュニア世代が企業にとって中心的な層をなす50歳前後となり、親を始めとする親族等の介護による介護離職の問題に直面することが懸念されている。いわゆる2025年問題である。

少子高齢化に伴う労働力不足が進むことが確実な状況のなか、介護を理由に企業を中心層が離職するような事態になれば労働者不足に拍車がかかり、一企業の企業経営者のみならず日本経済の発展にとっても由々しき問題である。

こうした背景から、安倍政権は介護離職ゼロを目指すことを新・三本の矢のひとつに掲げ各種の施策を行ってきた。その結果、大企業を中心に介護休暇・休業制度等が整備されつつあるが、大多数の労働者が働く中小企業においては、介護離職を防止するための環境が十分に整ったとは言い難い。

そのため本研究会では2025年問題を見据えて主に団塊ジュニア世代に介護離職をさせないためにどのような社会システムを構築すべきかを研究した。その際には、机上の議論だけでなく調査・データ分析を重視し、さらに介護や企業の現場でのヒヤリングも実施することで、実現可能な政策を考え、その成果を本報告書として取りまとめた。

本研究会の運営にあたり、先ず主査として研究会の運営を差配し報告書の執筆、取りまとめに多大なるご尽力をいただいた結城康博・淑徳大学教授に篤い謝意を申し上げます。あわせて、研究会の場で貴重な知見と示唆を惜しみなくご提供いただくと共に、報告書の各章において執筆を分担いただいた委員の皆様にも心より御礼を申し上げます。

さらに、ご多忙のなかケアマネジャーや企業経営者、埼玉県経営者協会の皆様にはアンケート調査及びヒヤリングなどでひとかたならぬご協力を賜った。収集した貴重なデータについては個人情報保護に十分留意し、報告書作成に活用させて頂いた。皆様の献身的なご協力がなければ、2019年6月に発表した中間報告書、そして本報告書が完成することはなかったことを申し添え、改めて深甚なる謝意を申し上げます次第である。

2020年3月



## 委員名簿

(2020年3月25日現在・敬称略)

主査	結城 康博	淑徳大学総合福祉学部 教授
委員 (五十音順)	泉 泰子	SOMPO リスクマネジメント株式会社 医療・介護コンサルティング部 上席コンサルタント
	海老原光子	昭和女子大学人間社会学部 文教大学教育学部 非常勤講師
	塩入 徹弥	大成建設株式会社管理本部人事部 部長
	壺内 令子	株式会社ウェルネス香川 代表取締役 主任ケアマネジャー
	早坂 聡久	東洋大学ライフデザイン学部 准教授
	牧野 史子	NPO 法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン 理事長
	村田 くみ	ジャーナリスト 一般社団法人介護離職防止対策促進機構アドバイザー
事務局	木曾 琢真	日本経済調査協議会 専務理事
	竹内 信彦	日本経済調査協議会 主任研究員
	赤塚美代子	日本経済調査協議会 リサーチ・アシスタント

## 第6章 本研究会のまとめ

### 1. これまでの調査研究報告を踏まえて・3つの提言・

本研究会では約3年間、「介護離職」防止に関する対応策についての調査研究を行ってきた。特に、ケアマネジャーや企業へのアンケート調査を基に「介護離職」における要因・問題点などを分析・検証してきた。また、介護離職を4類型に分け、それらの定義づけもおこなった。その結果として、以下のような提言を述べることとする（図6-1参照）。

#### (1) 提言①「介護休暇・介護休業」取得率の前年度比の向上目標

政府が2015年11月に「1億総活躍社会」の実現において「介護離職ゼロ」という大きな政策目標を掲げてから約5年になろうとしている。この具体策として、政府は「介護施設」や「サービス付き高齢者向け住宅」などの介護資源の整備を掲げた。確かに、介護資源の整備は「介護離職」防止には不可欠な論点ではあるが、本研究会では「介護休暇・介護休業」取得率の向上に着目した。

中間報告書でのケアマネジャーに対するアンケート調査結果からも、介護休暇・介護休業の取得のしやすさが介護離職防止には大きな効果があることが分かった。また、企業に対する調査研究においても、「介護休暇・介護休業」の取得率が高い企業ほど、介護離職に対する意識が高く、これらの取得率は介護離職防止のための試みを図る尺度として有益と考える。

そのため、政府の骨太方針（「経済財政運営と改革の基本方針」）において、「介護休暇・介護休業」取得率を前年度より引き上げる数値目標を盛り込むべきだと提言する。これらの取得率が毎年引き上がることで、企業（事業主）全体で介護離職に対する意識が高まり、離職防止への社会的コンセンサスが得られると考える。そして、毎年「介護休暇・介護休業」の取得率が前年を上回る企業に対しては、例えば、補助金などの予算措置も講じるべきだと考える。

#### (2) 提言②企業における普及啓発の促進

本研究会の調査結果から、未だ「介護休暇・介護休業」を取得しづらい社会風土・雰囲気根強いことが分かった。特に、介護問題に直面しやすい55歳前後の従業員には管理職が多く、男女問わず「自分が親の介護のために休暇もしくは休業すると、部下や仲間迷惑がかかる」といった意識を抱く者が多い。また、多くの従業員が「介護は家族が担うもの」と認識しており、社会的な側面が薄いことも考えられる。

その意味では、「介護離職」防止のために取り組んでいる企業に対しては、これらの風土・雰囲気を変革させる普及啓発が不可欠である。例えば、このような取り組みを積極的に実践している企業に対しては、補助金などの予算措置を講じインセンティブを与える方法も考えられる。

現在、このような普及啓発は企業独自の自発的な取り組みにしか過ぎない側面があるため、しっかりとしたインセンティブを与える制度・政策が構築されれば、積極的に取り組む企業も増えるであろう。

これらの取り組みの1つに、例えば「産業ケアマネジャー」などの様な専門職を配置し、地域で活動しているケアマネジャーとの橋渡し役となり、介護問題を抱える従業員の働き方などを考えるきっかけとなる可能性が想定される。

### (3) 提言③家族介護者を「孤立化」させないケアラー支援の充実

本研究会では、「介護離職」を4類型に分類したが、家族介護者と要介護者が「孤立化」している「③孤立型介護離職」においては、企業などの関わりよりも「ケアラー支援」といった施策が有効と考える。特に、要介護者や介護者がサービスを拒絶するケースにおいては、当事者の「受援力」を高めていくことが、「介護離職」防止に大きなポイントとなるため、家族介護者も支援の対象者であるといった社会的な認識が必要不可欠と考える。

もっとも、「①両立困難型介護離職」「②職場起因型介護離職」のいずれにおいても、少なからず家族介護者の社内での「孤立化」といった側面は無視できない。つまり、家族介護者（従業員）が介護問題において社内で「孤立化」しなければ、問題が大きくなる前に何らかの対応が可能と考える。その意味では、家族介護者（従業員）が、介護離職を決断するX点（報告書P6参照）を、できる限り先に引き伸ばすためにも「孤立化」させないことが社会全体で重要である。

つまり、介護は社会的な問題であり、決して家族内で解決する問題ではなく、家族介護者も支援の対象であることを、制度・政策に位置付けることが「介護離職」防止においては重要な視点であると考えます。

#### ①政策的側面

※骨太方針における「介護休暇・介護休業」  
取得率の数値目標の設定

#### ②企業内の普及啓発の制度化

※管理職をはじめ従業員の「介護離職」  
に対する意識づけ（普及啓発）

#### ③家族介護者を支援対象とするための制度化

※家族介護者を「孤立化」させない取組み

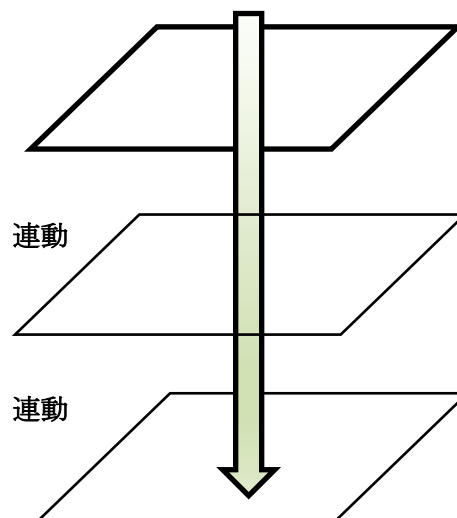


図 6-1：本研究会の「介護離職」防止のための提言骨子

## 報告書内容目次

### 第1章 中間報告書の概要～本研究の目的と意義（結城康博主査）

- 1.本研究の目的
- 2.中間報告書の概要
- 3.中間報告書から最終報告書へ

### 第2章 企業調査結果（早坂聡久委員）

～企業経営者及び人事担当者の介護離職に関する意識について①～

- 1.問題の背景
- 2.調査及び内容
- 3.結果
- 4.本調査からの知見

### 第3章 企業調査結果（結城康博主査、海老原光子委員）

～企業経営者及び人事担当者の介護離職に関する意識について②～

- 1.自由記述分析
- 2.ヒヤリング調査

### 第4章 企業調査から示唆された課題（結城康博主査、壺内令子委員）

- 1.介護休暇・休業に着目
- 2.介護休業取得率 3.2%
- 3.賃金保障とテレワーク
- 4.ケアマネジャーから企業に向けて
- 5.男性家族介護者 34%
- 6.介護問題を普遍化していく

### 第5章 介護離職防止における取り組み事例

- 1.取材事例より～中小企業で働く介護者にとって有効な支援策～（村田くみ委員）
- 2.もう一つの介護離職防止支援「社会保険労務士の立場から」（泉泰子委員）
- 3.介護離職防止のために企業が取り組むべきこと（塩入徹弥委員）
- 4.ケアラー支援と介護離職防止～介護離職をなくすために何が必要か～（牧野史子委員）

### 第6章 本研究会のまとめ（結城康博主査）

#### 参考資料

- アンケート調査票および回答用紙
- 自由記述内容

## 2. 2019年度末において継続中の調査専門委員会

### (1) 資本主義委員会

2018年3月開始 当年度8回開催

委員長	：寺西 重郎	一橋大学 名誉教授
副委員長	：吉川 洋	立正大学 学長／東京大学 名誉教授
幹事	：福田 慎一	東京大学経済学研究科 教授
	宮川 努	学習院大学経済学部 教授
委員	：浅井 良夫	成城大学経済学部 教授
	天児 慧	早稲田大学 名誉教授
	猪木 武徳	大阪大学 名誉教授
	浦田 秀次郎	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科長
	大橋 英夫	専修大学経済学部 教授
	翁 邦雄	法政大学大学院政策創造研究科 客員教授
	小島 明	政策研究大学院大学 理事
	城山 智子	東京大学大学院経済学研究科 教授
	竹内 真人	日本大学商学部 准教授
	田中 素香	中央大学経済研究所 客員研究員／東北大学 名誉教授
	萩原 伸次郎	横浜国立大学 名誉教授
	古矢 旬	北海道大学 名誉教授
	森口 千晶	一橋大学経済研究所 教授

当年度講師（講演順）

萩原伸次郎委員、田中素香委員、天児慧委員、大橋英夫委員、  
城山智子委員、猪木武徳委員、森口千晶委員

### (2) 中小企業研究委員会

2018年12月開始 当年度9回開催

なお、2020年2月下旬、3月の会合については、新型コロナウイルス感染症への対応により開催を中止とした。

委員長	：加護野 忠男	神戸大学社会システムイノベーションセンター 特命教授
主査	：後藤 康雄	成城大学社会イノベーション学部 教授
委員	：植田 浩史	慶應義塾大学経済学部 教授
	大澤 真	株式会社フィーモ 代表取締役
	小野 有人	中央大学商学部 教授
	小松 隆史	株式会社小松精機工作所 専務取締役 研究開発部部長 株式会社ナノ・グレインズ 代表取締役社長
	鈴木 貴宏	公益社団法人中小企業研究センター 専務理事
	谷下 一夫	一般社団法人日本医工ものづくりコモンズ 副理事長
	中島 隆	朝日新聞社 編集委員
	西居 徳和	株式会社西居製作所 代表取締役

額田 春華	日本女子大学家政学部 准教授
浜野 慶一	株式会社浜野製作所 代表取締役 CEO
平尾 勇	株式会社地域経営プラチナ研究所 代表取締役
古野 幸男	古野電気株式会社 代表取締役社長
松宮 利裕	株式会社シャルマン取締役 専務執行役員
宮永 徑	株式会社日本政策投資銀行 経済調査室長
山本 直之	山本光学株式会社 代表取締役社長

当年度講師（講演順）

西居徳和委員、小松隆史委員、谷下一夫委員、額田春華委員、古野幸男委員、植田浩史委員、宮永徑委員、松宮利裕委員、山本直之委員

### （3）林業研究会

2019年12月開始 当年度3回開催

なお、2020年3月の会合については、新型コロナウイルス感染症への対応により開催を中止とした。

主 査	白石 則彦	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授
委 員	合瀬 宏毅	日本放送協会 解説委員
	片岡 明人	住友林業株式会社 参事 資源管理事業本部 技師長
	久保山裕史	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 領域長
	佐川 広興	協和木材株式会社 代表取締役
	立花 敏	筑波大学 生命環境系 准教授
	泊 みゆき	NPO 法人バイオマス産業社会ネットワーク 理事長
	松崎 秀樹	ジャーナリスト
	山崎 靖代	林業家

当年度講師（講演順）

白石則彦主査、山崎靖代委員、立花敏委員

## Ⅱ 2019年度に刊行した各種資料等





## 1. 調査報告書

番号	報告書名	ページ数	発行年月日
2019-1	新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像を示せ～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～	48	2019年 5月
2019-2	「介護離職」防止のための社会システム構築への提言～中間提言～ ケアマネジャーへの調査結果から	49	2019年 6月
2019-3	人生100年時代の地方創生～住民による住民のための持続可能な地域創生とは～	35	2019年 10月
2019-4	「介護離職」防止のための社会システム構築への提言～最終報告書～ 企業への調査結果から	53	2020年 3月

## 2. 定期刊行物

- (1) 2018年度事業報告
- (2) 日経調だより

## 3. ホームページ

閲覧者が使用する端末の画面サイズに自動的に対応（リサイズ）する改修を行うと共に、画面デザインのリニューアルを行った。

掲載内容は以下の通り。

### (1) 一般ページ

#### ・日経調について

パンフレット「日経調について」、日経調とは、組織図、主な役員、会員名簿、財務諸表、事業報告、事業計画、定款、役員報酬規程、役員退職金規程、個人情報保護

#### ・調査研究活動の成果

メディア掲載、調査報告書全文、調査報告書リスト、日経調資料リスト

- ・講演会・シンポジウム  
開催実績、シンポジウム開催案内、開催後の報告
- ・入会のご案内
- ・アクセス

## (2) 会員専用ページ

- ・活動中の調査専門委員会  
委員名簿、趣意書、活動詳細（審議経過・予定、概要、資料、傍聴案内）
- ・会員限定会合のご案内
- ・会員情報変更届  
会員代表者変更届、送付先変更届、送付先追加・抹消届

### Ⅲ 2019年度に開催した各種会合



## 1. 調査および業務関係

### (1) 総合委員会・調査委員会

第16回：2019年5月21日（於 経団連会館）

「第2次水産業改革委員会」報告書

『新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像を示せ～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～』について

第17回：2019年6月5日（於 経団連会館）

介護離職問題調査研究会中間提言

『「介護離職」防止のための社会システム構築への提言～中間提言～ケアマネジャーへの調査結果から』について

第18回：2019年6月19日（於 経団連会館）

役員改選期にあたるため、定時社員総会と同時開催

調査委員長、総合委員長、審議員会議長を互選

第19回：2019年10月28日（於 経団連会館）

住民による住民のための持続的・地方創生を考える委員会報告書

『人生100年時代の地方創生を考える～住民の住民による住民のための地方創生を考える～』について

第20回：2020年3月25日（書面開催）

介護離職問題調査研究会最終報告書

『「介護離職」防止のための社会システム構築への提言～最終報告書～企業への調査結果から』について

### (2) 調査部長会

第186回：2019年4月9日（於 経団連会館）52名参加

「世界経済の潮流 2018年Ⅱ」

講師：内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（海外担当）岩田 安晴 氏

第187回：2019年8月6日（於 経団連会館）32名参加

「令和元年度 年次経済財政報告について」

講師：内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（総括担当）堤 雅彦 氏

第188回：2019年8月21日（於 経団連会館）27名参加

「世界経済の潮流 2019年Ⅰ」

講師：内閣府政策統括官（経済財政分析担当）付参事官（海外担当）岩田 安晴 氏

(3) ワークショップ

第5回：2019年11月26日（於 経団連会館）40名参加

「キャッシュレス社会の行方と金融機関の役割の変化」

講師：株式会社マネーフォワード 取締役執行役員／

マネーフォワード Fintech 研究所長 瀧 俊雄 氏

(4) シンポジウム（セミナー）

2019年7月9日（於 経団連会館 国際会議場）199名参加

「新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像を示せ

～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～」

(第160回セミナー)

基調講演1『アイスランド水産政策（ITQ）と水産業の課題』

Sveinn Hjörtur Hjartarson 氏（漁業管理コンサルタント会社 社長・

前アイスランド漁船協会 主席エコノミスト）

基調講演2『最終報告書（提言）の骨子』

高木 勇樹 氏（元農林水産事務次官・

特定非営利活動法人日本プロ農業総合支援機構 理事長

：第2次水産業改革委員会 委員長）

パネルディスカッション『日本の漁業・水産業の未来』

パネリスト：Sveinn Hjörtur Hjartarson 氏

泉澤 宏 氏（網代漁業株式会社 代表取締役）

藤田 仁司 氏（水産庁 栽培養殖課長）

松崎 秀樹 氏（ジャーナリスト）

三宅 香 氏（イオン株式会社 執行役

環境・社会貢献・PR・IR 担当）

コーディネーター：小松 正之 氏（公益財団法人東京財団政策研究所 上席研究員

：第2次水産業改革委員会 主査）

2020年2月20日（於 ホテルメトロポリタン長野）71名参加

「人生100年時代の地方創生～住民による住民のための持続可能な地域創生とは～」

(第161回セミナー)

シンポジウムに寄せて（ビデオメッセージ）

片山 善博 氏 早稲田大学 政治経済学術院 公共経営大学院 教授

元鳥取県知事、元総務大臣

住民による住民のための持続的・地方的創生を考える委員会 委員長

基調講演

川崎 一泰 氏 中央大学 総合政策学部 教授

住民による住民のための持続的・地方的創生を考える委員会 主査

パネルディスカッション

パネリスト：川崎 一泰 氏

小松 隆史 氏（株式会社小松精機工作所専務取締役 役研究開発部

部長／株式会社ナノ・グレインズ代表取締役社長)  
平尾 勇 氏 (株式会社地域経営プラチナ研究所 代表取締役)  
牧野 光朗 氏 (飯田市長)  
丸山 貢一 氏 (信濃毎日新聞社 論説主幹上席役員待遇)  
モデレーター： 岡田 豊 氏 (みずほ総合研究所株式会社 政策調査部主任研究員)

## 2. 総務関係

### (1) 定時社員総会

第7回：2019年6月19日（於 学士会館）

議決事項

1. 2018年度事業報告 【承認】
2. 2019年度事業計画 【承認】
3. 2018年度決算報告 【承認】
4. 2019年度予算 【承認】
5. 理事・監事の選任 【承認】
6. 調査委員長、総合委員長、審議員会議長、最高顧問の選任 【報告】
7. 公益目的支出計画実施報告書 【報告】

講演会

「米中覇権争いとアジア」

講師：秋田浩之氏（株式会社日本経済新聞社 コメンテーター）

### (2) 理事会

第19回：2019年5月22日（於 経団連会館）

議決事項

1. 会員の入・退会及び増・減口 【承認】
2. 役員及び各種委員等の退任・選任 【承認】  
特別会員の推薦
3. 2018年度事業報告案 【承認】
4. 2019年度事業計画案 【承認】
5. 2018年度決算案 【承認】
6. 2019年度予算案 【承認】
7. 公益目的支出計画実施報告書案 【承認】
8. 第7回定時社員総会の招集及び議題案 【承認】
9. 規定類の改定
10. 公益目的支出計画の再認可延期 【報告】

第20回：2019年6月19日（於 学士会館）

議決事項

1. 代表理事の選任
2. 理事長の選任
3. 副理事長の選任
4. 業務執行理事の選任
5. 専務理事の選任

第 21 回：2019 年 11 月 12 日（於 経団連会館）

議決事項

1. 2019 年度上期事業報告
2. 2019 年度上期会計報告
3. 2019 年度上期 会員の入・退会及び増・減口
4. 各種委員等の退任・就任

代表理事および業務執行理事は、第 19 回理事会（2019 年 5 月 22 日）において、2018 年度事業報告・2019 年度事業計画案および決算報告・予算案の報告とともに、最近の事業運営（入・退会動向等）、役員及び各種委員などの退任・選任につき、報告を行った。

また、第 21 回理事会（2019 年 11 月 12 日）において、2019 年度上期の事業報告および収支報告とともに、事業運営（会員異動状況）、役員及び各種委員などの退任・選任につき、報告を行った。

なお、第 20 回理事会（2019 年 6 月 19 日）においては、代表理事および業務執行理事の選任を行った。

### （3）その他

春季懇談会：2020 年 3 月 17 日に開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、中止とした。



## IV 庶務事項



## 1. 会員の状況 (2020年3月31日現在)

2020年3月末における当会正会員数は130社、特別会員は40人で、正会員数は前年度に比べて5社の減少である。

一般社団法人日本経済調査協議会 正会員 130社 (2020年3月31日現在)

旭化成(株)	昭和産業(株)
アサヒグループホールディングス(株)	昭和電工(株)
有限責任あずさ監査法人 (株) I H I	J X T Gホールディングス(株)
出光興産(株)	(株)すかいらくホールディングス
伊藤忠商事(株)	住友化学(株)
伊藤ハム(株)	住友商事(株)
(株)伊予銀行	セイコーホールディングス(株)
エーザイ(株)	損害保険ジャパン日本興亜(株)
ANAホールディングス(株)	大成建設(株)
S M B C日興証券(株)	太平洋セメント(株)
王子ホールディングス(株)	大日本印刷(株)
沖電気工業(株)	一般社団法人大日本水産会
小田急電鉄(株)	(株)竹中工務店
オリックス(株)	(株)千葉銀行
(株)開倫塾	(株)千葉興業銀行
鹿島建設(株)	中央魚類(株)
川崎重工業(株)	中外製薬(株)
関西学院大学産業研究所	中国電力(株)
関西電力(株)	中部電力(株)
キッコーマン(株)	D I C(株)
キヤノン(株)	電源開発(株)
九州電力(株)	一般財団法人電力中央研究所
教育出版(株)	トヨタ自動車(株)
京浜急行電鉄(株)	戸田建設(株)
コスモ石油マーケティング(株)	東海旅客鉄道(株)
サッポロホールディングス(株)	東京海上日動火災保険(株)
四国電力(株)	東急(株)
(株)静岡銀行	一般社団法人東京経営者協会
(株)ジェムコ日本経営	東京商工会議所
(株)商工組合中央金庫	東京センチュリー(株)
常磐共同火力(株)	東京建物(株)
(株)常陽銀行	東京電力ホールディングス(株)
	(株)東芝

東電設計(株)	(株)日立製作所
東武鉄道(株)	日立造船(株)
東北電力(株)	日野自動車(株)
(株)ニチレイ	(株)フジコーポレーション
西日本旅客鉄道(株)	富士通(株)
西松建設(株)	富士電機(株)
日産自動車(株)	芙蓉総合リース(株)
日清オイリオグループ(株)	(株)ブリヂストン
(株)日清製粉グループ本社	北陸電力(株)
日本ガイシ(株)	松井証券(株)
日本銀行	丸紅(株)
一般社団法人日本経済団体連合会	みずほ信託銀行(株)
日本工営(株)	(株)みずほフィナンシャルグループ
日本証券業協会	みずほリース(株)
日本証券金融(株)	(株)みちのく銀行
日本精工(株)	(株)三井住友銀行
(株)日本政策投資銀行	三井住友信託銀行(株)
日本製鉄(株)	三井不動産(株)
日本生命保険(相)	三井物産(株)
日本たばこ産業(株)	三菱商事(株)
日本通運(株)	三菱地所(株)
一般社団法人日本鉄鋼連盟	三菱重工業(株)
日本電信電話(株)	三菱電機(株)
日本ユニシス(株)	(株)三菱UFJ銀行
(株)野村総合研究所	三菱UFJ信託銀行(株)
野村ホールディングス(株)	明治安田生命保険
農林中央金庫	森ビル(株)
パナソニック(株)	安田不動産(株)
(株)パレスホテル	ヤマトホールディングス(株)
ヒューリック(株)	(株)横浜銀行
東日本旅客鉄道(株)	(株)りそな銀行
(株)肥後銀行	龍谷大学社会科学研究所

## 2. 役員一覧 (2020年3月31日)

### 代表理事・理事長

前田 晃伸 日本放送協会会長

### 副理事長

永濱 光弘 みずほ証券常任顧問

### 理事

朝田 照男 丸紅常任顧問  
大橋 光夫 昭和電工名誉相談役  
黒田 則正 みずほ信託銀行顧問  
平島 治 大成建設社友  
木曾 琢真 日本経済調査協議会専務理事

### 監事

小山田 隆 三菱UFJ銀行特別顧問  
國部 毅 三井住友フィナンシャルグループ会長  
関口 憲一 明治安田生命保険特別顧問

### 調査委員会

#### 委員長

杉浦 哲郎 千葉興業銀行取締役

### 調査委員

池尾 和人 立正大学経済学部教授  
石井 威望 東京大学名誉教授  
奥村 昭博 慶應義塾大学名誉教授  
金本 良嗣 電力広域的運営推進機関理事長  
島田 晴雄 首都大学東京理事長  
生源寺眞一 福島大学食農学類長  
神野 直彦 日本社会事業大学学長  
清家 篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長  
深尾 光洋 武蔵野大学経済学部教授  
松田 義幸 尚美学園大学顧問  
三宅 純一 千葉商科大学大学院政策研究科博士課程名誉アドバイザー  
八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授  
渡邊 利夫 拓殖大学学事顧問  
木曾 琢真 日本経済調査協議会専務理事

総合委員会

委員長

大橋 光夫 昭和電工名誉相談役

総合委員

朝田 照男 丸紅常任顧問  
池尾 和人 立正大学経済学部教授  
石井 威望 東京大学名誉教授  
石田 徹 日本商工会議所専務理事  
大谷 邦夫 ニチレイ会長  
大星 公二 ジェムコ日本経営特別顧問  
大宅 映子 評論家  
奥村 昭博 慶應義塾大学名誉教授  
海輪 誠 東北電力会長  
葛西 敬之 東海旅客鉄道取締役名誉会長  
金本 良嗣 電力広域的運営推進機関理事長  
河津 司 日本貿易会専務理事  
北島 義俊 大日本印刷会長  
清成 忠男 法政大学名誉教授  
黒田 則正 みずほ信託銀行顧問  
河野 栄子 三井住友海上火災保険アドバイザー  
佐々木 正人 竹中工務店社長  
澤田 純 日本電信電話社長  
島田 晴雄 首都大学東京理事長  
生源寺眞一 福島大学食農学類長  
神野 直彦 日本社会事業大学学長  
隅 修三 東京海上ホールディングス会長  
清家 篤 日本私立学校振興・共済事業団理事長  
高野 健吾 横浜銀行顧問  
武安 義光 新技術振興渡辺記念会理事長  
富田 哲郎 東日本旅客鉄道会長  
永濱 光弘 みずほ証券常任顧問  
永山 治 中外製薬会長  
新妻 一彦 昭和産業社長  
野本 弘文 東急会長  
橋本 圭一郎 経済同友会副代表幹事・専務理事  
平島 治 大成建設社友  
深尾 光洋 武蔵野大学経済学部教授  
福川 伸次 地球産業文化研究所顧問  
藤 洋作 関西電力顧問  
前田 晃伸 日本放送協会会長

松田 義幸	尚美学園大学顧問
水野 明久	中部電力会長
宮内 義彦	オリックス シニア・チェアマン
三宅 純一	千葉商科大学大学院政策研究科博士課程名誉アドバイザー
村田 誉之	大成建設社長
茂木友三郎	キッコーマン取締役名誉会長
八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授
山埜 英樹	住友商事常務執行役員
渡邊 健二	日本通運会長
渡邊 利夫	拓殖大学学事顧問
渡部 肇史	電源開発社長
渡 文明	JXTGホールディングス名誉顧問
木曾 琢真	日本経済調査協議会専務理事

審議委員会

議長

大橋 洋治	ANAホールディングス相談役
-------	----------------

審議員

瓜生 道明	九州電力会長
荻田 知英	中国電力会長
北澤 通宏	富士電機社長
久和 進	北陸電力会長
小林 栄三	伊藤忠商事特別理事
高瀬 伸利	西松建設社長
松浦 昌則	電力中央研究所理事長

最高顧問

今井 敬	日本経済団体連合会名誉会長／日本製鉄名誉会長
岡村 正	日本商工会議所名誉会頭
榊原 定征	日本経済団体連合会名誉会長
桜井 正光	(元) リコー特別顧問
豊田章一郎	日本経済団体連合会名誉会長／トヨタ自動車名誉会長
長坂健二郎	(元) 日本経済調査協議会理事長
橋本 徹	みずほフィナンシャルグループ名誉顧問
御手洗富士夫	日本経済団体連合会名誉会長／キヤノン会長・CEO
吉川 弘之	東京大学名誉教授

(以上敬称略)

参 与

内閣府事務次官

法務事務次官

外務事務次官

文部科学事務次官

厚生労働事務次官

農林水産事務次官

経済産業事務次官

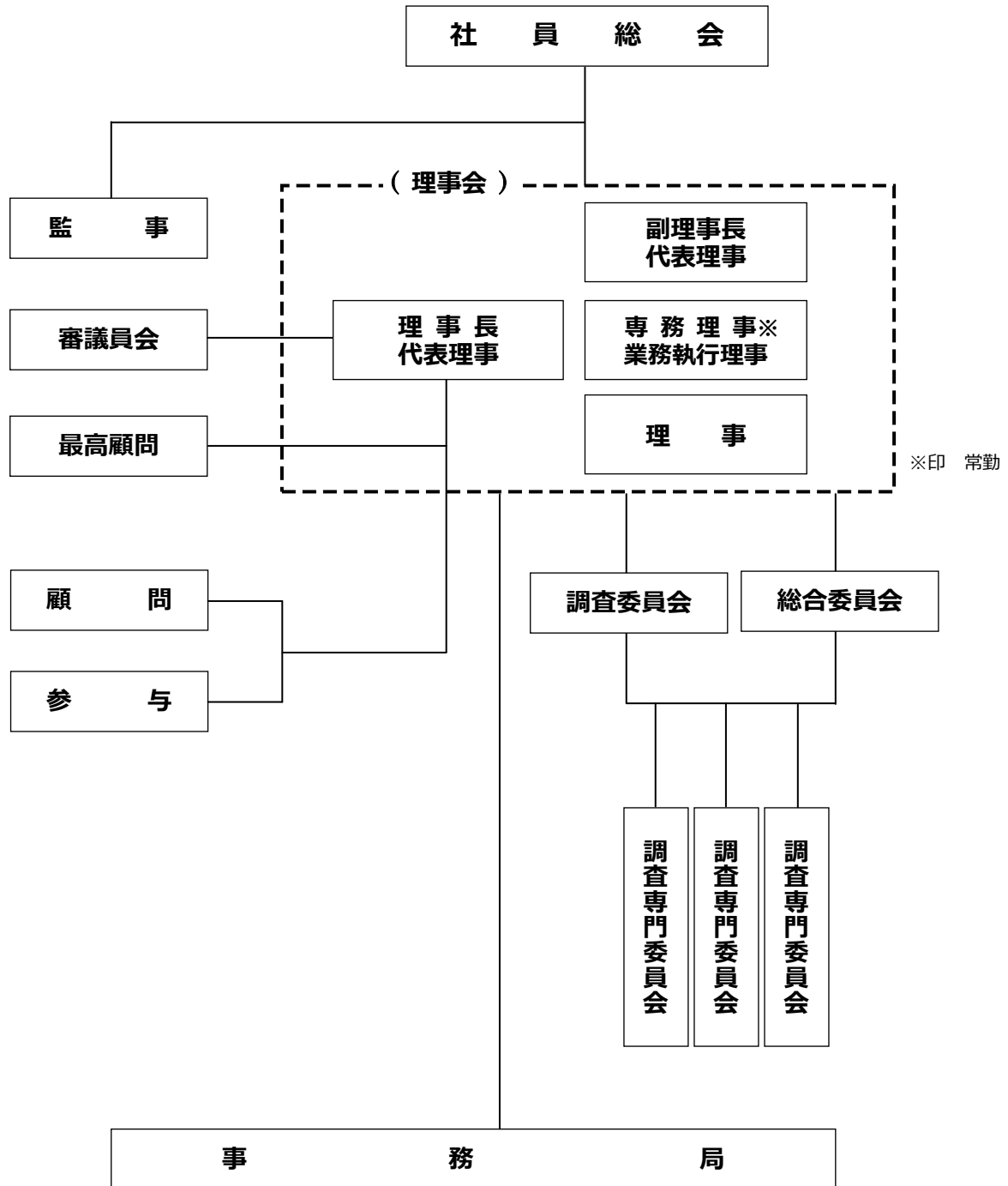
国土交通事務次官

環境事務次官

日本政策投資銀行会長



### 3. 日経調の組織



調査委員会：調査の企画及び実施に関する業務を行う

総合委員会：調査事項の選択及び調査報告の処理に関する業務を行う



## (付) 刊行資料等目録



## 調査報告書

番号	調査報告書名	委員長・主査			発行年月
19-4	「介護離職」防止のための社会システム構築への提言 ～最終報告書～ 企業への調査結果から	主査	結城 康博	淑徳大学総合福祉学部教授	2020年 3月
19-3	人生100年時代の地方創生 ～住民による住民のための持続可能な地域創生とは～	委員長	片山 善博	早稲田大学政治経済学術院 公共経営大学院教授	2019年 10月
		主査	川崎 一泰	中央大学総合政策学部教授	
19-2	「介護離職」防止のための社会システム構築への提言 ～中間提言～ ケアマネジャーへの調査結果から	主査	結城 康博	淑徳大学総合福祉学部教授	2019年 6月
19-1	新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像を示せ ～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～ 最終報告(提言)	委員長	高木 勇樹	日本プロ農業総合支援機構 理事長	2019年 5月
		主査	小松 正之	東京財団政策研究所 上席研究員	
18-3	日本の強みを生かした「働き方改革」を考える	委員長	猪木 武徳	大阪大学名誉教授	2019年 1月
18-2	新たな漁業・水産業に関する制度・システムの具体像を示せ ～漁業・水産業の成長と活力を取り戻すために～ 中間提言	委員長	高木 勇樹	日本プロ農業総合支援機構 理事長	2018年 7月
		主査	小松 正之	東京財団政策研究所 上席研究員	
18-1	地政学リスクの時代と日本経済	委員長	柴田 拓美	日興アセットマネジメント 代表取締役社長兼 CEO	2018年 7月
		主査	吉崎 達彦	双日総合研究所 チーフエコノミスト	
17-3	人工知能は、経済・産業・社会をひっくり返すのか？ ～大企業トップがAIに関してやるべきこと～	委員長	庄山 悦彦	日立製作所名誉相談役	2018年 2月
		主査	尾木 蔵人	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 副部長	
		副主査	吉本 陽子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 主席研究員	
17-2	ソーシャルイノベーションとソーシャルビジネス ～ソーシャルビジネスが掘り起こす社会の潜在ニーズと豊かな社会の創造～	主査	塚本 一郎	明治大学経営学部教授	2017年 6月
17-1	日本農業の20年後を問う ～新たな食料産業の構築に向けて～	委員長	高木 勇樹	日本プロ農業総合支援機構 理事長	2017年 5月
		主査	本間 正義	西南学院大学経済学部教授	

16-1	次世代の経営人材が育つ企業社会に向けて	主査	脇坂 明	学習院大学経済学部教授	2016年 4月
		副主査	池田 心豪	労働政策研究・研修機構 副主任研究員	
15-4	若者に伝えるべき公的年金保険の原理 —彼らの将来の生活の視点から—	主査	玉木 伸介	大妻女子大学短期大学部 教授	2016年 3月
		アドバイザー	畑 満	全国労働者共済生活協同組合連合会共済計理人 参与	
15-3	日本型イノベーションを起こすために企業トップのやるべきこと	委員長	高橋 恭平	昭和電工会長	2016年 3月
		主査	元橋 一之	東京大学大学院工学系研究科 附属リブレエンス工学研究センター 教授	
		副主査	吉本 陽子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 主席研究員	
15-2	これからの危機管理のかたち ～地域・行政・民間の連携（CCP） の実現に向けて～	主査	市川 宏雄	明治大学専門職大学院長 公共政策大学院ガバナンス 研究科長 教授	2016年 2月
15-1	“土壌微生物力&先端技術”を基軸とする地域創造戦略「新八策」 ～“土壌微生物多様性”「平成検地」 での自然産業文明社会の再生復活策～	主査	田邊 敏憲	尚美学園大学前学長	2015年 11月

## その他の刊行物

資料名	出版元	発行年月
日経調の五十年 Ⅰ.日経調五十年の歩み Ⅱ.提言集 その1 Ⅲ.提言集 その2	日本経済調査協議会	2012年9月
日経調設立50周年記念懸賞論文 「今こそ日本の進路を問う」 —入選論文集—	日本経済調査協議会	2012年2月

## 2019年度 事業報告

---

2020年6月29日 発行

一般社団法人 日本経済調査協議会

専務理事 木曾琢真

〒106-0047

東京都港区南麻布 5-2-32

興和広尾ビル 6階

電話(03) 3442-9400(代表)

FAX (03) 3442-9403

<https://www.nikkeicho.or.jp>

---

[調査報告部分禁無断転載]

印刷・製本/(株)東京技術協会

©2020,Japan Economic Research Institute